

平成26年加美町議会第4回定例会会議録第1号

平成26年12月10日（水曜日）

出席議員（20名）

1 番	味 上 庄一郎 君	2 番	猪 股 俊 一 君
3 番	早 坂 伊佐雄 君	4 番	早 坂 忠 幸 君
5 番	三 浦 進 君	6 番	高 橋 聡 輔 君
7 番	三 浦 又 英 君	8 番	伊 藤 由 子 君
9 番	木 村 哲 夫 君	10 番	三 浦 英 典 君
11 番	沼 田 雄 哉 君	12 番	一 條 寛 君
13 番	高 橋 源 吉 君	14 番	工 藤 清 悦 君
15 番	伊 藤 淳 君	16 番	伊 藤 信 行 君
17 番	一 條 光 君	18 番	米 木 正 二 君
19 番	佐 藤 善 一 君	20 番	下 山 孝 雄 君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	猪 股 洋 文 君
副 町 長	吉 田 恵 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高 橋 啓 君
会計管理者兼課長	鈴 木 裕 君
危機管理室長	熊 谷 和 寿 君
企画財政課長	高 橋 洋 君
協働のまちづくり推進課長	今 野 伸 悦 君
町 民 課 長	小 川 哲 夫 君
税 務 課 長	伊 藤 裕 君

特別徴収対策室長	藤 原 誠 君
農 林 課 長	鎌 田 良 一 君
森林整備対策室長	長 沼 哲 君
農業振興対策室長	今 野 仁 一 君
商 工 観 光 課 長	遠 藤 肇 君
企業立地推進室長	三 浦 守 男 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保 健 福 祉 課 長	下 山 茂 君
子育て支援室長	佐 藤 敬 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	猪 股 和 代 君
上 下 水 道 課 長	田 中 正 志 君
小 野 田 支 所 長	早 坂 安 美 君
宮 崎 支 所 長	早 坂 雄 幸 君
総 務 課 長 補 佐	川 熊 裕 二 君
教 育 長	早 坂 家 一 君
教育総務課長補佐	荒 木 澄 子 君
生 涯 学 習 課 長	猪 股 清 信 君
農 業 委 員 会 会 長	我孫子 武 二 君
農業委員会事務局長	工 藤 義 則 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	二 瓶 栄 悦 君
次長兼議事調査係長	浅 野 仁 君
主 幹 兼 総 務 係 長	今 野 典 子 君
主 事	菅 原 敏 之 君

議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

平成26年最終を飾る定例会、議会のシステム、それから中継、マイクのシステムの変更によりまして議席の配置がえを行っております。執行部側も前に出ておりますし、これまで議長席から死角となっておりました課長については、職氏名の呼称ができなかった場合もありましたことをおわび申し上げたいと思います。これを機会に、新たな緊張感を持ちましてよりよい議論が進めばと期待しておるところであります。

定足数に達しておりますので、これより平成26年加美町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり文書で報告がありましたので、ごらんいただきたいと思います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番早坂伊佐雄君、4番早坂忠幸君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（下山孝雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から12月17日までの8日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は12月17日までの8日間と決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（下山孝雄君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、5番三浦 進君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔5番 三浦 進君 登壇〕

○5番（三浦 進君） おはようございます。

通告に従い、2件ほど質問をさせていただきます。

1問目、加美町は指定廃棄物最終処分場建設阻止を、町民一丸となって断固阻止するための運動を展開しているところであります。特に環境省の不当な詳細調査に対して、田代岳箕ノ輪山の現地において早朝から連日寒い中、風の中を体を張って阻止した住民の皆さんに心から感謝と敬意を申し上げたいと思います。このことによって、あるいはこれまでの運動によって当分の間、雪解けまでの間、詳細調査は行われぬものと思います。また、特措法見直しの機運も変わりつつあると思われませんが、最終処分場の問題に町としての今後の対応と最終処分場の危険性などについて、以下の内容をお伺いいたします。

第1点は、特措法見直し、県外集約処理に向けて町としてどのような対応をされるのかお考えをお伺いいたします。

第2点は、加美町の自然環境を放射性物質による汚染から守る条例がさきの定例会で制定されましたが、これについて町長の所見をお伺いいたします。

第3点は、第2点の汚染から守る条例で、第3条町の責務に基づく施策及び第4条委任に基づく必要事項の方針についてお伺いをいたします。

第4点は、最終処分場の危険性及び風評被害の見積もりについてお伺いをいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

トップバッターの三浦 進議員から指定廃棄物最終処分場の問題についてご質問がありました。三浦議員もおっしゃるとおり、住民の方々がまさに体を張って寒い中も、あるいはみぞれ混じりの中も環境省の強引な現地での調査を阻止されたということ、心から私も敬意を表し、感謝を申し上げたいというふうに思っております。今後とも町民と一緒に、この問題の解決に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ご質問の第1点、特措法の見直し、そして県外集約処理に向けての町の対応ということでありました。この原発事故によりまして福島県を初め周辺各県に放射性物質が拡散をし、そして沈着し、現在多量の汚染されたものが存在しているというふうなことでありますが、特措法、

そしてその基本方針によりそれぞれの県に指定廃棄物最終処分場をつくるということとされております。

しかし、この基本方針は放射性物質の拡散に伴う風評被害など新たな被害者を各県に生み出すことは明らかであります。このことから私は県内に処分場はつくるべきではないということとで処分場の建設に断固反対する会の皆さんとともに反対し、活動し、訴えてきたわけであります。

これは直後に震災直後につくられた法律、そして基本方針でありますので、その当時と比べますと大分状況が変わってきておりますね。もう3年8カ月が過ぎたわけですから、ですからこの法律の中にも施行から3年後、法制度を抜本的に見直すという改正条項があるわけですし、また基本方針には技術開発等の状況を踏まえて適宜見直すといった見直し規定もあるわけです。来年の1月1日で特措法の完全施行から満3年を迎えるわけですから、やはりこれは国民的な議論をすべきであると。3年以上前にできた特措法がこうだから、基本方針がこうだから、それに従ってやらなきゃならないということではなくて、もう一度これは現状を踏まえて国民的な議論を深めて真の解決をすべきだというふうに考えております。

その上でですね、大事なことは新たな被害者を出してはならないということ、そして排出者である東電が東電の責任で東電の敷地内に保管し、一元管理をするということが大原則であるということ、これを踏まえての議論が必要だろうというふうに思っております。

なお、福島県の東電の福島第一原発の敷地内には約100ヘクタールの未利用地があるわけですから、十分そこに全てのものを保管し、管理をするということが可能であるというふうに考えているところであります。

今後も近隣市町村あるいは県議会、国会議員等に働きかけをいたしまして、また塩谷町とも連携を深めまして特措法の改正、そして基本方針の見直しに向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、三浦議員におかれましても今後ともご理解・ご協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

また、2点目の加美町の自然環境を放射能による汚染等から守る条例についての私の所見であります。

この条例は三浦議員がご提案され、議員の皆さん方で慎重に議論をされて、そして全員一致で可決をした条例であり、大変この意義は大きいものがあるというふうに思っております。この町の将来がかかった、この指定廃棄物最終処分場に係る放射能から地域を守る、そのような議員の皆さん方の強い意志が感じられる条例であるというふうに考えております。町の施策と

して加美町水資源保全条例を今議会に提案させていただきましたので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りたいというふうにお願いを申し上げたいと思います。

上記の条例の第3条に町の責務、そして第4条に委任という条文があるわけでありまして、このことについてのご質問にお答えをしたいと思います。

町の責務に基づく施策と委任についての質問であります。ただいま申し上げましたように加美町水資源保全条例の制定を今議会に提案いたしました。また、委任に基づく必要事項につきましては本条例の制定後、規則等を定めて推進していくものというふうと考えております。

4点目の最終処分場の危険性及び風評被害の見積もりについてというご質問であります。

最終処分場は安全な施設であるというふうに国は主張しておりますが、決して安全な施設ではありません。まず、このコンクリートの耐久性ですね、これは最終処分場ですから、一旦そこに埋設をいたしますと燃やされて高濃度になったものが半永久的にそこに置かれるということでもあります。200年、300年の問題でありますので、このコンクリートの耐久性、それだけでもものはあり得ないというふうに考えておりますので、1点その部分が私は安全というものではないというふうに考えております。

また、仮設焼却炉の集塵機能、これも国は99.9%はバグフィルターで押さえ込めると、捕捉できるというっておりますが、これもさまざまな調査によりますと、その根拠はないと。2割はこれは大気中に放出されるということでもありますので、決してこれも安全なものではないと。

さらに、田代岳につきましては標高600メートル、強風の吹く山頂でありますので、こういった場所で焼却をすることに伴う山火事の危険等々大変これは危険があるということに対する認識も全く国は希薄であると言わざるを得ません。また、冬場の雪対策、到底あのような危険な施設、通年でこれは管理をしなければならぬわけですが、通年で管理ができるのかという、そういった疑問もあります。こういった疑問が山積しておりますので、この処分場については決して国が言うような安全な施設ではないというふうに考えております。

こういったことも含めて、田代岳につきましては全くのですね、そもそも不適地であるというふうに考えておるところであります。

また、風評被害等でありますけれども、この水源に設置されるならば、これはもう甚大な我々が想像を超す被害がある。加美町のみならず、この大崎耕土、しいては私は宮城県全体に及ぶだろうというふうに考えております。特に米については産地間競争、そして米余りの状況の中で指定最終処分場が、指定廃棄物の最終処分場ができとなれば、これはなかなか買っただけないと。あるいは買っていただく場合も買ったたかれてから買われるという状況が生

ずるのは、これは福島例を見ても火を見るよりも明らかであります。どの程度の額に及ぶのかはわかりませんが、将来にわたって甚大な想像を超える被害が出るものというふうに考えております。

そういった意味からでもですね、この最終処分場については白紙撤回、建設の断固反対に向けて町が一丸となって取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、なお一層のご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） ありがとうございました。

第1問目の今後の対応ですが、他の市町村あるいは国会あるいは市や町の連携等々考えておられるようであります。今回新聞報道によりますと村井知事は福島県の内堀知事との面談に際して県民や県議会から指定廃棄物を、できれば福島県1カ所に集約するように働きかけてはどうかという声が届いている。この機会にそういう話を国としていることをストレートに申し上げたいということを言っておられます。この間も自民党県民会議と知事との会話において、私は国のほうに持っていくのはいいというふうな、その方向でもって考えているということをいながら加美町の阻止運動に対して、あそこで道路をふさぐという、違法行為であるというようなことを言っておるわけでございます。どのような、考えが変わってくるかもしれませんが、まず国に申し上げているということと、春になれば詳細調査が始まる、そのときに知事はやれということかどうか。そういう方向で国に申し上げているといいながら詳細調査をやれということであれば、これは知事の二枚舌になるわけであります。この辺について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それではお答えさせていただきます。

ぜひですね、知事にはこれまでも働きかけていただいているのであれば今後とも県外への集約ということでなお一層働きかけをしていただきたいというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、1月1日でもって満3年を、特措法の完全施行から満3年を迎えるわけですから、この法律を改正する根拠があるわけですね。ですから、これは法律に基づいて改正をすると、まさにそうすべきであるというふうに思っておりますので、やはりそのところを知事には国に対して、なお一層強く働きかけていただきたいというふうに思っております。

また、知事がお話をした違法行為ということではありますが、実はこれは違法行為ではないと。11月に参議院の環境委員会の中で櫻井議員が質問したことに対して、環境省側がああ場所にロ

ープを張って住民を立ち入らせなかった法的な根拠は何もないということを環境省側が認めざるを得なかったということでもありますので、その点は知事も十分ご理解をしないままでの発言だったんだろうというふうに思っております。ぜひですね、これはそもそも知事同士が話し合って決めることではありませんので、やはり国において法律の改正、そして基本方針の見直しというところに向けて取り組んでいただきたいと。そのために知事も声を上げていただきたいというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） あそこにロープを張っておったのも私も確認をしています。非常に遺憾なことであって、その中に入っていたんだから何の違法性もないと、住民たちはですね、そのように考えます。同じです。

3月の質問でもいたしましたけれども、知事の一言が市町村長会の会議でまとまったということで、その詳細調査に入るにすぐかかってしまうと。沖縄県では普天間飛行場、辺野古基地に戻すための闘いが仲井真知事やなんかが本当は16年も反対して、16年かかってるわけなんです。ですから知事の言動というのは非常に、言動といいますか考えというのは非常に重要であります。したがって、今後ですね、国会議員、今衆議院の選挙もあることですので、当選祝いなんかで燃えてるときにしっかりとお伝えをし、お願いをし、知事の方がしっかりと一極集中に、一極集中といいますか、集約処理に向けて頑張っていただけるように働きかけをお願いしたいと思います。

2番目の放射性物質による汚染から守る条例ですね、これも私は全会一致で、加美町に処分場を持ち込ませないとする意思を全会一致で、しかも詳細調査入る前に承認されたことは大きな成果だと私も感じております。

そして、3点目に入りますけれども、放射性物質による汚染から守る条例の施策として水資源保全条例をつくって、先日ご説明をいただきました。これは塩谷町のわき水保全条例と全く似かよったものでありまして、そういう処分場をつくらせないということが明確に書かれています。第7条に規定する当該地域内で別表に定める事業を行ってはならないという項目で、特措法に基づく廃棄物の処分場の設置も、これを禁止するというふうになっていますので、これは非常に大きな成果だと思います。これについて、法令等に整合性がないんじゃないかとの間質問があったように思いますが、まあ総務課長で結構ですが、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。おはようございます。

前回の全協のときにご説明した内容になるんですけども、目的が違うということで、今回の水資源保全条例と、それからあと特措法で定めております目的が違うので法的には問題ないだろうというふうな判断はさせていただいております。その辺は、まだ議論は及ぶ可能性はありますけれども、町のほうの判断としてはそういったところで判断をさせていただいております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 総務課長のおっしゃった法令との整合性は上位法令と異にするから問題ないよということだろうと思いますけれども、私が調べた結果をここで申し上げて、ほかにもたくさん条例をつくるわけですので、これを申し上げておきたいなというふうに思います。

1999年7月に成立しました地方分権一括法の目的は、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくすることなのであり、国と地方自治体の関係がこれまでの主従関係から対等・協力関係に変えたことにあります。それで、農林環境調査室小林正、これはですね、特別委員会、放射性指定廃棄物の特別委員会でも出された方ですが、この人がこんなことを言ってます。

国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一なような規制を施すのではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは国の法令と条例との間には何らの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じ得ない。さらにですね、自治体総合施策研究所の石井秀一さんですね、この方は国も自治体も国民あるいは住民の意思を反映する政府として民主的な機構として価値的には同じであるという認識に立つと。したがって、住民の人権保障上不可欠である場合には原則としていかなる事項についても自主的に法令の有無にかかわらず地方公共団体は活動できるし、条例が法律より優先するということもあるということになるというふうに言っています。このことからして何ら問題ないということは明白であるというふうに思いますが、これについてどんな所見をお持ちなのか伺います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさにですね、国と市町村、県もですけども地方自治体の関係といたしますのは、かつての上下・主従の関係ではなく対等・平等、協力関係、そういったものになったわけです。ですから、地域の住民の福祉の向上のために、あるいは今お話のあった人権なり当然享受すべき権利、そういったものを守るために私は積極的に条例等をつくっていくという姿勢が今求められているというふうに思っております。そうでなければ幾ら自治法が変わっ

てもこれまでのような上下・主従というふうな意識を地方が持っていたのではこの法律の実が、果実を我々は享受することできないわけですから、そういった意味合いからこの条例をつくるということは、私は上位法との関係が云々かんぬんということよりも、非常に私は自治という意味、地方自治という観点から私は大変重要であるし、意義があるというふうに思っております。また、上位法との問題についても全く問題はないというふうに理解をしております。塩谷町についても同様、弁護士等々とも当然これは我が町もそうですけれども検討していただき、問題はないということで上程をさせているということでもありますので、全く三浦議員のおっしゃるとおりであります。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 環境省の記者会見で塩谷町のわき水条例について、あれがどういうふうな影響があるんだという質問を望月大臣に環境省で行っています。これにはですね、法令違反とかなんとか環境大臣は全く言うておりません。住民にしっかり説明をしますということだけしか言うておらないのであります。

次に、4点目に入りますが、この処分場の危険性が極めて甚大であると、大きいということはこの間の第4回緊急集会ですね、断固阻止する会で関口鉄夫先生も環境省はうそをついてるというふうに言われております。私も市町村長会議で資料、もらった資料だと思います。これは指定廃棄物処分場に関する安全性の確保について環境省が25年の2月に出した資料ですが、まず焼却炉ですね、これに脱水汚泥2万6,400ベクレルを燃やしますと33万4,000ベクレルになる。さらにですね、バグフィルターから出るダストといわれるやつですね。ごみですね。これが247万ベクレルになる。247万ベクレル。実に脱水汚泥を焼いた場合の93.5倍になるんですね。これしっかり環境省の資料に書いてあるんです。こういったものが1日35トン処理されるわけです。あの焼却炉で。そうすると稲わらとか牧草がもうばんばんごみが出る。そこに車両が入ってきて、そのごみに汚染される。それを持っていく。その辺にまき散らす。あるいはそういったまだふたが閉まる前が非常に危ないんでありまして、ふたを閉める前には10万ベクレルで年間1ミリシーベルト、10メートルのところですね。10万ベクレル。それが90万ベクレル、100万ベクレルになったら10メートルのところは100メートルになるのかどうか分かりませんが、そういうところ。1ミリシーベルトというのは1マイクロシーベルト／時間ということで、これはもう人がそこにおれないという環境なんですね。さらに、そういう環境において稲わらを積んできた車両なんかのごみなんかで汚染される、それを散らかさないために水で清掃したりすると、その水が流れていくと。すなわち、私が言いたいのは非常に環境汚染が必ず起こり得

ると。一極集中というのはあっちこちにそういう危険なものを置かないということで一極集中をねらっている。

さらにはですね、あそこは箕ノ輪山付近に過去に竜巻なんか起こってましたね。あそこ竜巻よく起こる箇所なんです。私の知ってる方がその資料持ってきたんですが、F 2 から 3、F 2 から 3 というと鉄筋の家でも吹っ飛ぶような竜巻、あるいは普通の電車とか車両であればひっくり返るようなものなんだということですね。それで環境省は最終処分場は自然環境に、自然災害に強い施設なんていうことをいってますが、とんでもないことであんな山の上につくるということはそういうことが起こる可能性があるということを認識しておかなければならない。すなわち一極集中という意味はそういう被害をあっちこちに置かないということだろうと思いますが、その辺について町長のご所見をいただきます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 三浦議員のおっしゃるとおりですね、さまざまな被害が私は予想されるだろうというふうに思っております。県内から運び込むわけですから、当然輸送中の被害というものも、当然これは想定されるわけですね。ですから、これは設置された自治体のみならずあらゆる自治体を経由してそこに運び込まれるわけですから、その間の被害というものが発生する可能性は十分にあるというふうに思っておりますし、それから洗車ですね、運び込んできたトラック、車を洗車する際に、その水がどこに流れていくかと、これは下流に流れていくわけですね。そういった問題も当然これはセシウムを含んだ水が流れていくという問題も当然これは発生してくるでしょう。

それから、竜巻というお話、今初めて聞いたわけですが、ただこの新丁区の皆さん方が行ったとき、歩けないぐらいの強風だったということも私聞いておりますので、そういったことからしても全く我々が想像する以上の悪条件の場所であるということは容易に想像がつくわけがあります。ですから、そういったところに設置することによってさまざまな我々が今想定してる、恐らく以外の被害というものも発生するだろうというふうに考えております。ですから、そういった被害者を各県につくるという今の特措法、基本方針に基づく処分の仕方は改める必要があるというふうに考えております。残念ながら、残念ながらこの福島第一原発周辺というのは、これから何十年あるいは100年住むことはできない場所だと私は考えております。現に爆発事故を起こした、メルトダウンを起こした炉があるわけですから、この廃炉の作業も40年、50年では終わらないだろうと。100年かかるんじゃないかというふうな話もあるぐらいですから、その危険なものが、最も危険なものがそこに存在し続けるわけですから、やはりそこ

に危険なものは集めて一元管理をするということが最も合理的であり、最も広く理解を得られる方法だろうと思っておりますので、今後とも私もそういったことを主張してまいり、多くの方々のご理解をいただき、法の改正、基本方針の見直しに向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 放射性物質の危険性というものは一極、一極といいますか集約処理といいますか、それに向けて非常に大事なんだろうと思いますので、これまでは行政においてもしっかりと説明はされてこられましたけれども、選定、候補地選定のそれにされるいわれはないということに匹敵するような危険性の宣伝を、宣伝といいますか、啓発をして、そして反対運動を盛り上げていく。宮城県知事は1ミリシーベルトしかないから安全だというふうに言ってるんです。テレビで言ってます。ところがそうじゃないよというようなこともしっかりと知事に教えなきゃならない、こういうようなことで危険性についても宣伝していただきたいというふうに思います。

1問目を終わりました、2問目に入ります。2問目はまちづくり推進のためまちづくり基本条例、自治基本条例の制定は極めて重要です。以下の内容について町長としての所見をお伺いします。

第1点は、基本条例策定委員会の組織、構成員ですね。及び条例策定に向けた進捗状況についてお伺いします。

第2点は、基本条例の基本的な考え方、方針ですね。についてお伺いいたします。

第3点は、条文に最高規範を盛り込むかどうかについてお伺いをします。

第4点は、条文に住民投票を盛り込むかどうかについてお伺いします。お願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、ご質問の4点についてお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の基本条例策定委員会の構成、組織についてであります。

加美町まちづくり基本条例策定委員会を9月25日に設立いたしました。委員会は学識経験者や公共的団体の役員または職員、公募による町民の18名で構成されております。また、役場内にも副町長や教育長、課長等で構成する加美町まちづくり基本条例策定推進委員会と職員により加美町まちづくり基本条例策定ワーキンググループを設置し、基本条例策定の支援を行っているところであります。

2点目の進捗状況についてであります。

これまで2回会議を策定委員会、会議を開催いたしました。また、広く町民の意見を反映するために7月に全世帯へアンケート調査を実施いたしました。また、10月には総合計画策定とあわせてまちづくりワールドカフェを開催し、町民の皆さんから多くのご意見をいただいたところであります。このワールドカフェ、町民が自由に発言ができるワールドカフェについては、一般の方だけでなく将来の加美町を担う中学生・高校生にも呼びかけて参加をいただいたところでもあります。

次の基本的な考え方、条例の基本的な考え方についてであります。

今、来年度からの10カ年の総合計画を策定をしているところですが、この中でまちづくりの基本理念として共生、協働、自治という3点を据えております。やはりこのまちづくり基本条例につきましても、やはりまちづくりの基本的な理念、共生、協働、自治と。特に協働、そして自治というこういった理念に基づいてつくっていくということが望ましいというふうに思っておりますし、また町民みんなでつくる条例ですから、できるだけお役所言葉は排してわかりやすい言葉でつくるということも大事だろうというふうに思っております。また、繰り返しになりますが、みんなでつくと、町民が参画をしてみんなでつくるということが非常に大事なことだろうというふうに思っております。

また、次の最高規範性を条文に盛り込むかどうかというご質問でありましたが、現在県内では5つの市・町でこのまちづくり基本条例が制定されております。うち、4つの市・町では市民、市及び議会はこの条例を最大限に尊重するなどという最高規範性の条文が盛り込まれております。このことについてもですね、委員会の皆さん方でお話をし、そして決めることであるというふうに考えております。多くの条例がこのような条文を盛り込んでおりますし、このような位置づけをしておりますから、やはりそういったものになるんだろうというふうに考えておるところであります。

また、最後の住民投票に関してでありますけれども、この条文を盛り込むかどうかということについてもですね、委員会の皆さん方あるいは町民の皆さん方のご意見も聞きながら決めるということだろうというふうに思っております。これは町が一方的につくるということではなくて、まさに協働、自治という理念に基づいてつくるわけですから、多くの皆さんがご意見を出し合い、そして自分たちの条例としてつくられるということが最も望ましいというふうに思っておりますので、町としてもできるだけ町民の思いが反映できるように進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） まちづくり基本条例がたくさんワーキンググループだとか中高生だとかいろんな人が携わって、そして町をつくっていくというこの姿勢、これがうかがわれますので非常にいいことではないかというふうに思います。この進捗状況をお聞きしたんですが、基本条例の制定時期はどのように目指しておられますでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 28年の4月を目途として進めているところであります。十分に時間をかけて皆さんで議論をしていただいてということで、若干長めに期間をとっているということであります。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） たくさんの人が28年まで、じっくり時間をかけてということには私も賛成をします。

第2点は基本的な考え方、共生、協働、自治ですか、これについてもですね、住民グループの意見や何やを聞いてやるということでもありますので、それが一番大事だろうと思いますから、これに何もいうことはないんですが、将来を見据え、実現が可能で夢のあるまちづくりができるように期待するものであります。

第3点目に移りますが、条文に最高規範ということ盛り込むかどうかについてはですね、ほかの条例、まちづくり条例、先進条例見ますとそういうことが書いてございます。さらには、町議会の議会改革特別委員会の基本条例策定委員会でも最高規範というのを入れているんですね。先進事例を見ますとまちづくり基本条例に開かれた議会とか議会や議員の職責あるいは心構え、そういったものが自治体基本条例にも書いてある先進事例がございます。議会としても、現在、議会改革特別委員会の分科会でこれを決め、最高規範として決めつつあるんですね。両方最高規範だったらどっちが本当なんだということがありますので、議会の基本条例とまちづくり基本条例がどうやって整合とっていくのかなという町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、まちづくり基本条例の根拠であります、私はこれは自治法でうたわれている住民自治ということであって、これは普遍的なものだというふうに思っております。現に加美町においても町民と行政が対等なパートナーとしてさまざまな諸課題に現在取り組んでいるところであります。ですから、こういったものを踏まえて条文化するということになるんだろうと思いますので、当然住民基本条例というものはですね、今後とも普遍的な考え

方、そういったことを盛り込んでいくことであると思っておりますし、また議会といいますのは、これはまさに住民代表でありますので、議会の皆さん方の思いと、それから基本条例というものが私は何ら矛盾するものにはならないだろうというふうに思っておるところであります。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 最後の住民投票条例についてお伺いしますが、このことについてはたくさんの方の意見を聞いてから決めますというようなことでありますけれども、加美町の重要な問題が議会と行政の対立や行政と住民との対立を終結させるためには住民投票は有効な手段というふうにいわれています。しかしながら、政治情勢によってはですね、首長・議会が投票結果と異なる政策決定を下して議会を、事態を悪化させるようなことも考えられるということなのですが、私はこの間の議会と町長の意見が違ってですね、あるいは住民との意見が違って、庁舎問題ですが、住民投票条例をつくれと、つくってほしいということを申し上げた経緯がございますが、今現在の町長の考えとしては、この条例についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、このことについては私が決めるというよりは一緒に決めるという、まさに協働ですね、自治という観点に立ってこの条例というのはつくられるべきであるというふうに考えております。その上でですね、私の考えでありますけれども、私はこの住民投票の条例というものは盛り込まれてしかるべきだろうというふうに考えております。といいますのは、やはり住民自治というものを進めていく上に当たってこういった条文というものは非常に私は重要だろうというふうに思っておりますし、それからですね、やはりこれが最高規範という位置づけになるとするならば、例えば憲法が権力を縛るという意味合いを持ってると同時に、やはりこの町においても権力、権力といいますのはやはり執行部であったり議会であったりという、今、加美町はそういうことはないわけですが、暴走する、権力が暴走するということは、これはあり得るんですね。これは国政レベルであれ県レベルであれ市町村レベルであれ、やはりそういった暴走に歯どめをかけるという仕組みも私は必要なのではないかとこのうには考えております。

ですから住民投票、ただ、これ何でもかんでもすぐ住民投票にかけられるようなものではかえって町政の混乱を招くことにもなりますから、やはり住民投票条例を盛り込む、住民投票の条文を盛り込むときには、やはりきちんとしたプロセスですね、どういう場合に住民投票にかけられるのか、そういったプロセスも含め、あるいはしからばその年齢はどうするのか、今の20歳以上でいいのか、あるいはところによってはもっと年齢を下げるところもありますので、

そういったことも含めて、やはりこれは十分に慎重に検討した上でお決めに、みんなで一緒になって決めることだろうというふうを考えておるところであります。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） まちづくり基本条例が住民の皆さんのたくさんの意見を聞きながら、そして役場のほうでも策定委員会やらあるいはワーキンググループでやるというようなこと、そしてまた中高生なんかの意見なんかも聞くというようなことで非常にうまくできていけばいいなど。特に加美町の置かれた現状というのは少子高齢化、非常に多難な時代がすぐ目の前に迫っているわけですが、何としてもいいまちづくり基本条例をつくってですね、夢のあるまちづくり、そういうものをやっていただきたいなというようなことをお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして、5番三浦 進君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時5分まで。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前を閉じ再開いたします。

通告2番、4番早坂忠幸君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔4番 早坂忠幸君 登壇〕

○4番（早坂忠幸君） それでは、議長の許可を得ましたので質問させていただきます。先ほどのですね、5番議員と順番違いで内容的には重複するところがあると思うんですけども、その辺答弁控えて結構ですので、よろしくお願いします。

それでは、1点目の総合計画と基本条例について質問します。

総合計画は加美町全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となる計画であり、現在策定中と思いますが、まずその進捗状況とそれからまちづくり基本条例を平成28年4月施行を目指しているのとこのところですが、基本条例は総合計画と大きく関係すると思うが、どのように調整を図っていくのかお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） まさに現在総合計画策定中であります。ご承知のとおり、社会情勢大変大きく変わっております。また住民のニーズも多様化し、あるいは高度化し、自治体間の地域

間競争というものも激化をしていると。そういった中で今後10年間、これまでの10年間とはまた大きな時代の変化の中で取り組まなきゃならない10年間でありますので、新たな発想も加えてつくってまいりたいということで今取り組んでいるところであります。

特に人口減少問題、10年間で約3,000名が減少したわけであります。11年前につくった長期総合計画では、町の総合計画では推定人口が10年後には2万7,000人と想定していたわけですが、実際には2万5,200数十人というふうな予想を上回る人口減少があったわけありますので、この人口減少問題というものを最優先課題として新たな総合計画の策定に現在取り組んでいるところであります。

ご質問の経過等について、まずお答えをしたいと思います。6月に庁内組織として副町長初め課長等で組織する策定委員会及び検討委員会を設置いたしました。その後、保健医療・生涯学習・産業交流・生活基盤・環境エネルギーの5つの部会ごとに職員によるワーキングを開催し、基本計画の素案について検討いたしました。また、7月には各種団体や議会の代表、有識者等30名で構成する総合計画審議会を設置し、宮城大学の風見教授を審議会会長としてこれまで3回にわたり基本計画の素案について審議をいただいております。

また、計画策定の住民参加については、24年度に実施した住民満足度調査を反映させるほか、幅広い年齢層や業種の方々からご意見をいただくため加美町の10年後の姿を思い描くまちづくりワールドカフェを10月に開催したところであります。中高校生から80歳代まで多くの方々にご参加をいただきました。まちづくりワールドカフェについては、年明けにも開催を予定しております。

また、次の世代を担う子供たちの思いも大切にしたいと考えまして小中学生を対象にし、未来の加美町をテーマに絵画、作文を募集いたしました。絵画33点、作文44点の応募がありましたので、この子供たちの思いも計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

さらに、11月の20日から12月の8日にかけて町内10カ所で開催した町政懇談会においても第2次総合計画の策定についての考え方や人口減少問題等についてご説明をさせていただいたところであります。今後、さらに審議会において議論を重ね、基本構想、基本計画を取りまとめ、次回の3月の定例会にお諮りすることとしております。

2点目のご質問、基本条例と総合計画との関係であります。

ご承知のとおり、総合計画は町の最上位の計画として福祉や環境、教育、産業といった各分野における政策の基本方針や目標、それを実現するための施策の方向を10年間という期間で設定し、定めるものであります。一方、まちづくり基本条例は期間を設定しない普遍的なまちづ

くりの基本方針や町民参加のルールづくりを定めるものであります。つまり総合計画で描く町の将来像を実現していくための基本的なルールを定めるものがまちづくり基本条例と考えております。町民との協働というものをベースに、これは総合計画というものを今後実施をしていくわけでありますので、先ほど申し上げましたが、総合計画の中の基本理念に共生、協働、そして自治というふうな考え方をうたっておりますので、このような総合計画のまちづくりの基本理念に基づいて実施をしていくと。さらに、このまちづくり基本条例がこの基本理念を担保していくということになろうかというふうに思っております。

ですから、このまちづくり基本条例で定められるまちづくりのルールというものは、現在の、現在計画を進めている総合計画の期限が切れたとしても、その後もこの理念というものは生き続けるものだというふうに考えておりますので、そういった意味からも十分時間をかけて、そしてつくるプロセスが大事ですので、町民の思いを反映させた形でまちづくり基本条例のほうはつくってまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上であります。よろしくご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） ありがとうございます。

それでは、最初に総合計画についてお聞きしますけれども、総合計画はまず基本構想、これ10カ年計画ですよね。10年計画、それでこれが27年度から36年度になります。それから基本計画、前期5年・後期5年です。それから、それらを実際実施する実施計画があります。実施計画は大体3年間でローリング、まあ単年度で見直ししていく場合もあるんですけども、大体そういう感じです。その中に過疎とか辺地とか単独計画があって実施計画が積み上がるわけですよ。その中で実施計画についてちょっとお伺いしたいのですが、合併時の新町建設計画ありましたよね。今現在でもその中身は実施できなかった事業もあると思うんですけども、そのできなかった事業を、今回のこの計画に反映はどのように考えているのかが、まず1点です。

それから、新庁舎の建設ですね、合併特例債が35年までですから、平成36年度までのこの中に入ると思うんですけども、どのように位置づけされるのか、まずこの2点についてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。お答えをいたします。

まず、1点目の新町建設計画に盛り込まれた事業ですね、それについて今回の第2次計画に引き継がれるかという、そういったご質問だと思いますけれども、当然新町建設計画もこの前

5年間延長いたしました。今回の総合計画の実施計画につきましても、その新町建設計画と整合性をとるために平成30年度までのまづもって4カ年の計画と今回させていただきました。そういったことで当然新町建設計画に盛り込まれた事業については、今回の総合計画にも当然入ってくるということでありまして、さらに新たな事業も加えていくということでもあります。

2点目の庁舎の建設につきましては、当然新町建設計画の財政計画の中にも最終年度、30年に盛り込んでおりますので、当然それも引き継がれるということで今回の総合計画にも入ってくるということでもあります。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 新町建設計画は残分をこれに入れるんだという答弁でした。それですね、私はこの合併時の新町建設計画はある程度といいますか、相当の見直ししていいと思うんです。そうでないとこれから新しく入れる計画とかがなかなか難しくなると思いますので、必要な分を入れて、10年以上もたってますから、その辺見直しして結構だと思います。

それから、新庁舎建設なんですけれども、これ場所等は条例で決まってるって町長の考え方、そういう関係でなんですけれども、35年度までに建てるのは、多分同じ思いだと思うんですけれども、これもきっちりを入れてですね、この10年間でできるようにしてもらえればいいと思います。

もう一つお聞きしますけれども、町長は常々地域資源を循環させるんだと話してますけれども、私が思うには、この実施計画の中になんですけれども、観光資源も加美町の財産と考えます。今回の計画にですね、多分これは単独の計画になると思うんですけれども、これに起債とかつきませんから、加美町全体のPRといいますかコマーシャルですね。例えば、栗原でよく流れるんですけれどもああいう感じの、まあ自治体の規模違いますからあれほどにできるかどうかは別にして、どのように取り組む考え、あるのかなのか。これはですね、振興公社の社長である副町長のほうから、ぜひとも入れる考えで答弁といいますか欲しいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） おはようございます。副町長でございます。

振興公社の社長として、ここの席に呼ばれてるのかどうか分かりませんが、今、観光について早坂議員から実施計画なりに載せて、さらに観光資源というものを大切に、そしてPRしていくべきだというご意見だというふうにお聞きしました。葉葉のほうではですね、事業振興公社とそれから土産センターとあとガーデンさんとハイツさんとわさび園と、この5つで毎月交流拡大会議というのを開いて、どのようにPRしていこうかということをお話し合っ

ります。そこでガーデンさんがよくおっしゃるのは、あそこは年間1,000万の商業料を取ってると。PRしてると。だから天気予報とか番組の最後の方によくロケーションが映されるのは、そういうことにお金をかけてるからだ。それによって認知が高まってたくさんのお客さんに来ていただくと。よく、町のほうの広告料というのは随分少ないもんだというふうなことを、よくガーデンさんから言われることがあります。今、町のほうではまちづくり観光協会の設立に向けて準備委員会をつくって来年の4月を目標として今やってるところですけども、そういうところで町全体の観光を資源としてPRしていくということ、それは大変貴重なことだと思いますし、大事なことだというふうに思います。先ほど栗原の観光協会のテレビ放映ってありました。テレビ放映って物すごい金額が高いもんですから、今すぐやりますというふうには申し上げられませんが、観光を中心と、まちづくりの中心とも考えておりますので、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 前向きに考えるということですので、葉菜を見ますとですね、先ほど副町長も話したんですけども、やっぱりガーデンのPRに頼り過ぎる感が見え見えなんですよね。ガーデンでPRすると週末にはどっとお客さんが来るというような、その繰り返しなんです。ですから、副町長もお話したとおり今後設立予定の観光協会、もしくは観光課で加美町の四季折々のPRといたしますか、そういうのをぜひ考えていただければと思います。

ちなみに、栗原市は5,000万超えるようなPRの金を使ってるということでしたので、まあこれまでかけるとなかなか大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、基本条例についてお伺いしますけれども、冒頭でもお話ししたんですけども、基本条例は総合計画等に大きく関係します。今、加美町の総合計画あるんですけども、総合計画の基本構想と基本計画が大体基本条例の趣旨になっているようです。見ますと。それでちょっと質問といいますかお伺いしたいんですけども、町長は先ほど5番議員に説明したとおり、平成28年の施行でやりますよという答弁でした。それで私が思う、思ってることをちょっとお話ししますけれども、町長は平成23年の町長選の公約で取り上げているんですよね。この中で町民との協働の中でまちづくり基本条例を制定、町民が町政に参加できる仕組みを共につくりますと、このように選挙公報に載ってるんです。考えてみますとね、28年の4月では現在の任期、町長切れるんですよね。なぜもっと早くしなかったのか、まずその1点お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは先ほど申し上げましたように、まちづくり基本条例というのは普

遍的な考え方を定めるものでありますから、1人の町長の任期中にだけで終わるというものではありませんし、総合計画が10年で終わってもそこで終わるわけでもありません。ですから、私はまずこれはプロセスで大事であるというふうに考えています。

それから、もう一つ、基本条例をつくるということはもちろん大切なことなんですけれども、私はまず行政が町民と対等なパートナーとして地域課題に取り組むということ、この実践こそが最も重要だと思っております。そうでないとですね、初めにいわゆる器をつくって魂が入らないという状態にはできません。ですから、この3年間で町民が主体となったまちづくり、地域づくりということを進めてまいりました。その一つの例が商店街にぎわいづくり委員会です。これは3地区でやっておりますが、今は3地区がお互いに意見も交換しながら一体、一体といいますか協力をしながら進めておるところです。全くこれは住民が主体、そのパートナーとして行政がその活動を支え、そしてエキスパートとして宮城大学の教授や学生さんたちに入っていくという、まさに協働という姿で今その事業が進められております。

また、この薪の駅についても薪の会というものが立ち上がりまして、そして間伐あるいはまき割り、そして先般は自主的に釜を、ピザ釜をつくって活動してると。これも住民主体の活動、町がパートナーとして取り組んでるというふうな取り組み。そういった実践を、まず私は行うべきだと。そして協働というものはどういうものなのか、自治というものはどういうものなのかと、そういったことを実感をしていただいた上で基本条例というものをつくるのが望ましいというふうに思っております。

ですから、最初に基本条例だけつくってしまいますと、それが何ていいますかお蔵入りしちゃってというふうなこともあるんですね。ですから、そうでない基本条例、そういった実践をしながらみんなでつくっていくということが大事だと思っておりますので、スタートも少しおくれましたけれども、そういった思いでありますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） スタートがおくれたというお話しでした。私はね、まさしくスタートおくれたと思いますよ。基本条例はですね、いろいろ見ますと総合計画の上に来る上位規範ですよ。それで先ほど5番議員にも答弁してましたけれども、総合計画の実効性を担保するものなんです。ですから、総合計画から1年おくれて施行予定というのが私は理解できないんです。基本条例が先で総合計画が下に来ると、それを担保するんです。町民とどうのこうの言いますが、今まで十分な期間もあったはず。その辺、もう一回町長お願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私はこの2つの計画、それから条例に関して上下関係があると思っておりません。あくまでもまちづくりの計画の10年間の計画というのは、これは最高位に位置するわけです。そのことを進めるに当たってやはり、共生・協働・自治というそういった理念に基づいて進めていく必要があるわけです。これは行政だけでできるわけではありません。ですから10年間、あるいはそれ以降も総合計画に基づいて事業を進めるに当たって、その基本的な理念を定めていくということでもありますので、それは上下関係ということではなくてお互いに、何ていいますか、相互的な補完関係にあるのかなというふうに思っておりますので、必ずしも先に定めなきゃならないということではないと思っております。

また、スタートがおくれたというのは、今申し上げたように、まずは実践を優先するというふうなことで進めてまいりましたので、私はですね、先ほど申し上げたようにこれから10年という期間限定ではなく、その後もまちづくりの基本的なルールを定めるものでありますので、十分議論をし、時間をとって定めるということでは何ら問題はないと。むしろそれが望ましいというふうに思っておりますので、早坂議員から言わせますともっと早くすべきだったというふうなお気持ちはわかりますが、そういうことでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 私もですね、基本条例の必要性は認めているところですから、町長とかみ合わないのは要するに実効性を、私は実効性を担保するから遅くとも同時、最初に1年ぐらい前というのが私の考え方です。その辺理解してもらえればいいです。ですから、今回の28年の4月というのがおくれてるということを話させていただきました。町長の大好きないろいろな大学教授の書いているのいっぱいあるんですけども、大体そういう格好で書かれてますから、一回調べてみてください。

これはこのぐらいにしましてですね、次に2番目の原発事故に伴う放射能等の汚染について、これも5番議員と重複しますんで、その辺は答弁は省いて結構なんですけれども、放射性セシウム137の半減期は30年、放射性物質の能力が半分になるまであと26年以上、これは高ければもう何十年、40年、50年、100年とかかかると思うんですけども、今現在福島原発事故から3年9カ月たった今でも国の基準を超え、出荷制限等受けているものが数多く町内にもあります。町としての対応対策についてお伺いします。

1点目、これは6月で質問したんですけども、現時点での東電への賠償請求は全額納入されたのか、その辺までお聞きします。

それから、町実施事業及び町民への対応対策についてです。

それから、3番目、最終処分場に関する国、県の動向について伺います。よろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、1点目、現時点での東電への賠償請求が全額納入されたのか、どういう状況なのかということでありますけれども、東京電力は今回の原子力損害賠償について、国の原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針を踏まえて損害賠償基準を制定しております。平成26年11月28日現在で総請求件数が全国で215万3,000件、賠償金額、賠償金の支払い総額は4兆4,731億円となっております。また、東京電力はこれまで自営業者や農家など個人賠償を優先するとしまして地方公共団体等の損害については後回しにされてきました。遅延している市町村の損害賠償請求業務を進捗させるべく、東電として自治体対応の職員を増員して業務に当たらせているというふうに聞いているところであります。

そういった状況において、本町では原発事故の発生から24年3月末までの間に町が要した災害対策経費について平成23年度分の請求として行ってまいりましたが、最終の損害、最終の賠償請求として、ことし10月9日付で東京電力に送付をしたところであります。

内容としましては、水道水検査費用、空間線量測定器購入費用、下水汚泥検査費用、町有林原木検査費用、預託牛舎肥育用代替飼料購入費用で総額が288万7,833円であります。このうちですね、これまでに納入された賠償金は企業会計分の水道水放射性検査費用の55万8,600円のみであります。この企業会計については、企業という枠で先に支払われたというふうに聞いております。また、平成24年度分につきましては現在請求内容を東京電力と協議しておりますが、利用自粛牧草の一時保管経費や学校給食食材検査関連経費など約2,400万円が賠償対象経費と見込まれ、年内中に賠償請求をする予定にしております。また、あわせて平成25年度分につきましても賠償対象経費と見込まれる約5,100万円を支出しておりますので、本年度中に賠償請求するよう手続を進めてまいりたいと考えております。

また、これらの請求につきましては、県内自治体がそれぞれ足並みをそろえて行っているところであります。

また、この賠償金の納入見込みであります、平成23年度分は来年の1月から2月中、そして24年・25年度分の請求分については来年度以降の納入というふうに伺っておるところであります。

また、加美よつばも取りまとめて独自に請求をしておりますが、加美よつばに関しましては本年11月14日現在の請求額が25億5,600万円、そのうち納入された金額が17億2,891万円という

ふうに向っておるところであります。特にシイタケにつきましては、3,900万円の要求に対して3,741万円の入金と95.9%が既に納入されているという状況であります。また、現在フレコンバンクへの詰め替え作業を行っておりますけれども、ほぼ終わるところだろうと思っておりますが、これに要する費用5,500万円、うち加美町の負担分が2,950万円につきましても、これは12月中に請求をして早急に支払っていただくよう現在東電と調整を行っているところであります。

次に、町実施の事業及び町民への対応・対策ということでもありますけれども、これまでも原発事故以来本町役場の本所や支所、教育施設の空間線量につきましては、定期的に測定をし、町の広報紙やホームページ等に掲載をしているところであります。また、町民の方々が自家栽培した野菜とか山から採取した山菜、キノコなどの放射線量の測定も行い、これも広報紙等で周知しているところであります。また、学校給食に使用する食材、それから完成調理品等についても測定を行い、これも同様に広報紙等で周知をしているというところであります。

次に、町が実施した事業についてですね、24年度産作付における米、大豆、ソバに対するカリ散布を実施し、大豆については26年度まで継続をしているわけですが、その結果、米については全地域不検出、ソバでも最大6ベクレルと数字が大幅に下がっております。大豆につきましても13点検査をしたところ、1点については不検出、11点については10ベクレル未満、残り1点につきましては23ベクレルという結果でありましたので、大分濃度が低下しているということがわかります。

また、露地栽培の原木シイタケについてでありますけれども、宮城県において除染実証事業を行っておりますが、本町においても数名の方がこの実証事業に取り組んでおります。結果がよければ来年度中にも出荷制限が解除されるのではないかとというふうに期待しているところであります。

また、この原木の供給体制が一つの課題なわけでもありますけれども、現在のところですね、自家消費程度の栽培に使用されている原木の払い下げは行っておるわけでもありますけれども、今後ですね、これまでに測定した箇所も含め、事前に3地区のシンタン林の放射性濃度を計画的に測定し、区画にプロットしておくことで払い下げの申請があった場合に短期間で対応できるように取り組みを考えておるところであります。

また、議員ご承知のとおり薬菜の土産センターに東北大学の協力によりまして野菜、果物、そのままの状態で測定できる測定器を導入いたしましたので、細かく砕かなくてもそのままの形で10分程度で測定できるということになりました。大変改善されたかなというふうに思っ

おります。町としても、今後ともそういったものの測定をきちっと行い、広報紙、ホームページ等で公表し、食の安心安全の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

最後の3点目の最終処分場に関する国、県の動向についてということですが、現在選挙中ですので、なかなか国からの情報というのは、新たな動きというのはいわけですが、これまでの動きを申し上げますと望月環境大臣が解散前日の11月18日の記者会見においてボーリング調査については積雪の影響もあり年内の実施は困難であるとし、雪解けを待って実施可能となり次第速やかに開始すると発言し、今後も引き続き詳細調査は実施していくというふうなことをおっしゃっていましたが、地元自治体の意向や住民の理解を得ながら進めていくという発言もしておりますので、今後ともそういった地域の意向を尊重しながら進めていただけるものというふうに考えております。

また、知事に関しましては、11月25日の記者会見において国が越年するほうがいいとお考えになったのであればそれでよろしいのではないかと。現在、県に厳しい声が寄せられている中で県内1カ所の方針を堅持するならば早く詳細調査に入るべきと思う。そうでなければ県外に集約することも思い切って踏み出し、議論してもいいのではないかとというふうに発言されております。また、先ほど三浦 進議員がお話したような発言もあったわけであります。

さらに、自民党県民会議の議員有志により設立された指定廃棄物処理施設問題を考える県民の会では、11月14日に衆議院会館を訪れ、福島第一原発事故で生じた指定廃棄物の他県1カ所での集約処理を求める要望書を同党の県選出の国会議員に提出をしております。このような動きが少しずつ出てきているのかなというふうには思っておりますが、いずれにいたしましても最終的には特措法の改正、基本方針の見直しというものが必要になってまいりますので、引き続き国会議員の皆さん方に、県議会の皆さん方に関係機関に働きかけをしてまいりたいというふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） ありがとうございます。

1点目の賠償請求についてなんですけれども、6月に聞いたときにJA分がほとんど変更ないんですね。要するに残分入っていないと思うんですけれども、8億から9億、それ以降入っていないように見えました。いずれですね、今まで請求した分、その後に請求したこれからの請求分については、遅滞なく町のほうも応援していただいてやってもらいたいと思います。

2点目の町実施事業及び町民への対応対策についてお伺いしますけれども、放射能の汚染対策については、検査対象の充実、農家等の救済ということで、これも町長は先ほど言いました

公約に掲げておりましたよね。その中でちょっとお聞きしたいんですけども、町事業では薪の駅構想があります。やってる方々が一生懸命になってやって、賛同してやって、いい事業だなと私も思っております。ただ、あれは焼却することで25倍、25から30倍、場合によっては100倍に濃縮されます。町長は、先ほども言いましたけれども供給体制ですね、確立したいんだという答弁がありました。前にもあったんですけども、私はですね、この町全体の、例えば汚染されている区域といいますか、これは調べるべきがあると思うんです。ちょっと見たんですけども、出荷制限のかかっているものが宮城県内原木シイタケが圧倒的に多いんです。それが20市町村といいますかね、そのぐらいあるんですね。あと、それからコシアブラ、これが7市町ですよ。ゼンマイ、タラノメとかいろいろあるんです。キノコ類が多いんです。それで前に薪の駅構想の中で聞いたんですけども、鹿原地区においては10カ所検査したら9カ所だめだったと、そのぐらいわかってるんですから加美町全体を、例えばこの辺が汚染されている、そういうのを調べて、町民に知らせたほうがいいか悪いか後で判断ということで、一応その辺つかんだほうがいいと思うんですけども、その辺の考えについてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員がご心配される点はもっともであります。確かに鹿原地区はかなり高いんですね。ただ、じゃ町内全域が高いのかというと決してそうではないんです。今現在鹿原地区で使用しているまきというのは実は原発事故前に既に準備してあったまきを中心に今使っておるところであります。ですから、鹿原地区の山林の未利用木を流通させるということは現時点では大変厳しいだろうというふうに思っております。また、今薪の駅、薪の会についてはですね、まだ流通させるという、そういった態勢にもなってないのも事実でありますので、私はこの薪の駅、薪の会だけに依存をしてまきを流通させるということには若干無理があるんだろうというふうに思っております。ですから、来年度以降ですね、今いろいろと施策を練っているところでもありますけれども、全域にやはり議員がおっしゃるとおり調査をして、どこの地域の未利用木ならば供給ができるのか、そのときの供給態勢をどうするのかということを検討してまいりたいというふうに思っております。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） ありがとうございます。

東電では、この事故と因果関係があれば多分そういうのも支払い対象になると思うんです。すぐにはなんないと思うんですけども、私が心配しているのは個人でのキノコ栽培ですね。私も若干やってる、やったりしたんですけども、何かうちで食べないとかそういうことを言

われまして、自分だけはからないで食べたり、それもまずいんですけれども、やっぱり個人でナメコ栽培したりシイタケ栽培とかやってるの数多くあるんですよね。そうした場合にこの辺のやつはだめなんだよとかそういうのがあれば参考になりますので、ぜひともその辺やっていただきたいと、そのように思いますのでよろしくお願いします。

最後にですね、最終処分場に関する国、県の動向について質問します。これについては、議会でも反対ということで意見書等出してる立場であります。11月24日、バツハホールで4回目の緊急集会ありました。その中で町長が国政・県政の動きから潮目が変わったことを強調されました。私も1カ所集約がやっぱり理想なんです。ただ、潮目変わったまで強調してましたんで、なかなか難しいということで、私はこの1カ月ぐらいのやつちょっと調べてみたんですけれども、国、県の動向です。

まず、知事はですね、やっぱり今でも市町村長の総意優先として反対に苦言を呈している中で、きょうの新聞なんですけれども、5番議員も先ほど言ったような気がしたんですけれども、福島の知事に対して失礼と思いながらお願いしたんだと、無理との返答だったと、現実的な対応をせざるを得ないということで談話が載ってます。これは県議会で発言したようなんですけれども。

あと、それからですね、栗原市長なんですけれども、県内の市長会議で議論を重ねてきたんだと、今県外という話はいかがなものかというのが11月5日、半ばころですかね。

それから国です。国のほうでは中間貯蔵施設ありますよね。30年以内に福島県以外に最終処分することを明記した改正法が11月19日に成立しましたよね。要するに、福島県では最終処分することはしないんだといえますか、ものは若干違うと思うんですけれども、そういう法律が成立しました。

それから福島県の富岡の町長さんですね、指定廃棄物を福島に集約を求める声を是認できないと、これは11月末です。

それから福島の知事なんですけれども、指定廃棄物は国の基本方針を遵守すべきとの考えで栃木県知事と話し合うんだと。宮城県知事と会談して、これ12月4日なんですけれども、福島集約を明確に拒否しました。

あと、それからですね、二、三日前でしたか、午後、横になってテレビ見てたんです。そしたら環境省、国ですよ、指定廃棄物、いろんな資料ある埋め込んでコンクリートで固めて埋めるんだと、安全なやつをPRの放送していたんですよ。これ12月6日のテレビだったんですけれども、こういうのを見ると1カ所集約、特措法の改正ということになんなんですけれども、

これは大変だと思うんですよね。私も。その辺国、県の動向から見て、また来年雪解けなったらいろいろ対応すると思うんですけれども、その辺5番議員と重複しますけれども、お願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員がおっしゃるとおり容易なことではないというふうに私も認識をしております。ただ、この潮目ということについては、これまで加美町が主張してきたことを、ほかの方々が発言するということはほとんどなかったわけですね。それがですね、10月の町村会の中で知事への要望に対して「県外処分」という文言を盛り込んだと。これは町村長の総意として全員一致で盛り込んだということが一つ私は挙げられると思っております。

それから、やはり国会議員の先生方も与野党問わずこの問題を取り上げて質問をしていただいたということ、これもそれまでにはなかったことですね。9月以降です。それまでには私も何度も足を運びましたが、そういった動きはありませんでした。また、県議会でもそういった動きが10月になって出てまいりました。ですから、これまでとは状況が変わりつつあるなという感じは受けとめています。

ただ、現在はまだ特措法が、特措法、そして基本方針が存在してるわけですので、それぞれの立場にある方はその基本方針、特措法あるいは基本方針にのっとってご発言をするしかないんだろうと、これは当然のことですね。と思っております。福島県の内堀知事についても、これは国の法律に基づいて行うべきだということでもありますので、逆の見方をすれば特措法が変わればそれに基づいて行うということでもありますでしょうし、ですから大事なことはやはり根本にある特措法、そしてそれに基づく閣議決定された基本方針の見直し、これに向けて今後とも努力をしていくと。そして賛同者をやはりふやす努力をしていくということが大事だと思っております。時間のかかることではありますし、大変な労力を要することではありますけれども、これはひとり加美町のためだけではなく、宮城県、そしてほか4県も含めて放射性廃棄物を分散をして、それぞれの県に被害者を出す、あるいは県そのものが被害者になると、そういった処分をすることにならないように、これは頑張っていきたいと思っております。

テレビコマーシャルについても、これはしばらく前から環境省は流しておるわけですが、私も、大変な膨大な税金を使ってやってるなど、大変腹立たしく思うわけでもあります。私たちは根本的な解決に向けて努力をしまいたいと思っておりますので、今後とも議会の皆様方にもご協力を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） これはね、そう簡単にというか、本当に大変だと思います。まずこれから注視して、どのようにもっていったらいいか、なるか、自分でもわからないんですけども。

それで、また別の点をお聞きしたいんですけども、環境省で住民説明会を開催したということありましたよね。私が思うには、例えば加美町町民がこのぐらい反対してるんだと、そういうのを届けるためにも開催もやむなしというような考えも持つんですけども、町長、これについてはどうですか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 環境省側に立って考えますと、この住民説明会というのは建設に向けての大きなステップなんです。いわゆる住民説明会をしましたと。次、現地での調査を行いますと。そして3カ所に絞り込んで1カ所に建設をしますと。ですから、建設に向けての非常に大きな一歩なんです。今回の県での総意ということでもわかりますように、どのようにでもこれは理由をつけられるわけですね。いわゆる環境省の責任は果たしたと、そして住民の了解を得たと、次は詳細調査と、現地調査ということに向けての大きな一歩になるというふうに考えているだろうと思います。私はですね、この町を預かる町長として町民に対する説明責任のつかないことは、これはすべきでないと、当然のことですね。加美町からの質問に対して我々が納得できるような回答というものは一切ありません。明らかな誤りも一切認めようとしておりません。ですから町が、町が、町に対して全く理解のできない、受け入れることのできない回答をしてきている国がですね、直接住民に対して説明会を開くということそのものについて、私は受け入れることができない。町としてですね、国の主張が正しいとおっしゃるとおりであるということであれば、それではそれを町民に直接ご説明くださいというのが私は住民説明会のあり方だと思っておりますので、全くそういったところには至っていない。今後ともそういうふうな、まさに私が言った誠意のある回答というものは来ないだろうと思っておりますので、住民説明会については全く考えていないところであります。以上です。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 時間も少なくなりましたんで、最後にですね、国と町との信頼性ですね、ちょっとその辺心配してるところがありますので、町政懇談会、10カ所で行いましたんですけども何地区かで、鹿原でも出ました。あとそのほかでも出たと聞いたんですけども、この件に関して加美町だけが強硬に反対して町の事業等に影響がないか心配する声があったと私も聞きましたし、ほかの地区でもあったとも聞きました。やっぱり住民もですね、国と県と町、これまで信頼関係築いてきた関係がこれでいろいろ問われると、そういう心配して言っていると

思うんですけれども、前に環境省独自でやっぱりこのチラシ配ったのも、町に頼んでも多分配布、その辺心配になって、どうしたらわからないけれども、なにか国とも信頼関係ないように見えるんですけれども、その辺町長の考え方といいますかお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、国との関係ですが、国といってもこれは環境省の事業ですね。で、そのチラシを配ったというのは、経緯というのは、そもそも新聞に入れ込むというふうなことを考えていたようでありまして、なかなかそれは難しいということで直接配ったようがあります。町には相談も打診も何もありませんでした。

町はですね、環境省に対して理論的に、なぜ加美町が詳細調査を受け入れないかということをお話をしております。環境省に対して。知事に対して。さらに、国会議員の先生方にもそのようにお話をしております。私、いろいろな国会の先生方にもお話、ご意見を聞いておりますが、環境省のやり方をよしと考えている方は私は多くはないというふうに思っております。それから、他省庁におきましても、このようなやり方は自分たちの省庁ではしないというふうにおっしゃってる方も少なからずいらっしゃいます。ですから、今回の環境省の強引な進め方が国のこれまでの他省庁の一般的なやり方、進め方とは違くと、全くずさんであるというふうに多くの方が認識しているように私は思っております。ですから、今回のことでもって信頼関係を損なうということは、もちろんご心配なさる方々がいらっしゃるのとは当然だと思いますけれども、私は余りご心配いただかなくても結構なんだろうというふうに思っています。

むしろですね、今、国が地方創生を声高に言ってますけれども、まさにアイデア勝負ですね。いかに加美町が先進的な地域再生のためのアイデアを出せるかと、それによって国からどれだけ、あるいは県からどれだけのお金を引き寄せることができるかというところが最も大事な点だろうというふうに思っておりますので、今後とも職員と一緒に、この加美町のまちづくりに向けて努力をしまいたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして、4番早坂忠幸君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前を閉じ、再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番、14工藤清悦君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔14番 工藤清悦君 登壇〕

○14番（工藤清悦君） 議長のご許可をいただきましたので、通告どおり一般質問させていただきますと思います。今回は地域農業の振興策ということで町長並びに農業委員会の会長に考え方をお伺いをしたいと思います。

町長も毎日数社の新聞に目を通してというふうに思いますけれども、毎日新聞に載っているのが米価下落に伴う稲作農家の窮状、そして水田農業を今後どういう形で進めていくのかというような話題でいっぱいであります。町長もご存じのとおりだと思いますけれども、平成26年産米の宮城県内での仮渡し金、60キロ1俵当たりですけれども、ひとめぼれで8,400円という現状でありまして、この価格は稲作農家に関係なく関係者に大きな衝撃を与えたのではないかなというふうに思ってます。稲作専業、稲作の専業農家にとっては経営の存続にかかわる深刻な問題であります。将来にわたり安心して安定した営農活動に取り組めるように今後の町の対応、そして対策について伺いたいと思います。また、これからの加美町の農業振興政策についてのビジョンについてもお伺いをしたいと思います。

それから、農業委員会の我孫子会長に伺いますけれども、国では稲作農家、それから法人の組織が規模拡大を目指して生産コストを削減して競争力を高めようというふうな方向づけをされてます。しかし、規模拡大の希望があっても農地の貸し手が少ないというふうにお聞きをしております。農地の中間管理機構、町などへの建議を通した農業委員会としての地域の農業振興についての考え方を伺いたいというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 農業問題についてお答えをさせていただきます。

また、きょうは民生委員さんが大勢お集まりいただきまして傍聴いただきまして、心からこの場をおかりして御礼を申し上げたいと思っております。また、日ごろの献身的なお働きにも感謝を申し上げたいと思っております。

この米価下落の問題、大変これは憂慮すべき事態だと認識をしております。平均的な4.5ヘクタール程度を耕作している農家で約100万円の減収と、大規模農家に至っては1,000万単位での減収というふうにお聞きしておりますので、国の今後の農政の改革に期待をしたいと思っております。ちょっと最初ですね、国の対応についてご説明をさせていただいた後で加美よつば、あるいは加美よつばとともに取り組んでる施策、そして加美町の水田農業ビジョンについてご説明をさせていただきたいと、お答えさせていただきたいと思っております。

農林水産省が11月14日付で「平成26年産米等への対応について」というものを取りまとめております。その内容を見ますと、1点目は緊急対策として当面の資金繰り対策ということがうたわれております。2点目としまして、ならし対策の運用改善、緊急対策の中でですね。そして早期追加支払い要請、周年安定供給のための売り急ぎ防止対策、こういった4点を緊急対策として取りまとめておるところであります。また、大きな2点目といたしまして主食用米以外の作物の本作化ということで、水田活用の直接支払交付金について必要な予算の確保、そして食料農業農村基本計画において飼料用米等の戦略作物の生産目標を検討するというふうになっております。また、大きな3つ目としましては飼料用米の取り組みの推進ということで直接買い取りスキームの導入に必要な省令改正等を実施していくと、あるいは需要を踏まえた多収性専用品種の種子の確保をしていくと、そんなことも取りまとめをしてるところであります。そのほか、需要に応じた生産を高めるための安定取引の拡大や情報提供の充実、そして米の需要拡大、輸出の促進、そして農地集積の円滑な推進、7点目として平成27年度に向けたならし対策への加入促進、そういったことを挙げているわけであります。

また、加美よつば、J A加美よつばにおきましては、水稻肥料、農薬購買還元対策として購入代金の2%還元、また米集荷促進対策費として60キロ当たり30円を交付することにしております。そして、ならし対策、つなぎ資金としまして農業経営維持対策資金融資を実施するというのも決定をしておるわけです。宮城県においても、これらの融資については一部助成金を交付することとしているわけであります。

町といたしましても、J A加美よつばの融資に対する利子補給を行い、実質無利子の資金を農家が借りられるような措置を講じたく関連する補正予算を本定例議会に提案をしておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

さらに、これまで同様各種支払いに対する資金繰りに資するため、米の直接支払交付金、転作奨励金を12月の5日までに既に振り込みを終えているところであります。その総額は10億4,500万円になります。

次に、次年度以降の支援策についてであります。全農が来年度の飼料用米の生産振興目標を60万トンに設定いたしました。早目に生産目標数量設定することで26年度米の需要と価格の安定を図るとともに26年度産と27年度産の2カ年で主食用米の需給均衡を図ろうとするものであります。さらに、農林水産省では米穀安定供給確保支援機構に対して20万トン規模の米を来年11月下旬まで出荷せず、倉庫に保管しておく方向で調整しているという報道もあります。市場の過剰感が改善され、価格の浮揚につながるのではないかというふうに期待をしているとこ

ろであります。

一方、26年度産の国産大豆の作付面積が減少し、大豆の値段が高値傾向にあります。バランスのとれた作物生産、農業所得向上のためにも飼料用米生産に偏るのではなく大豆、振興野菜を適地・適作の原則に従って作付誘導をＪＡ加美よつばとともに行ってまいりたいというふうにも考えております。

また、農業ビジョンであります「加美町水田農業ビジョン」についてご回答申し上げます。

ビジョンを定め、次の４つの構造改革方針を示しております。１点目は、消費者ニーズに即した適正な水稻作付と畑作物の振興による農家所得の向上。２点目、農業を背負って立つプロ経営体及び集落営農の育成支援。３点目、消費者に提供する安全安心な農作物づくりの環境とそれを支える土づくり推進。４つ目としまして、地産地消と食と農の教育の推進。この４つの方針に基づき、水稻・大豆・飼料用米等の新規需要米、飼料作物、振興野菜等の平成30年度における作付目標面積を設定し、農家が主体的な生産活動が行えるよう農家関連機関が協力するということとしております。主な新興野菜としましてはネギ、タマネギ、ハクサイ、トマトを初めとした各種加工野菜であります。特にハクサイですね、シュウトハクサイ、それからネギ、そして宮城県の野菜指定産地にも指定されておりますので、こういったものの一層の面積拡大を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、主食用米については宮城県の代表品種でひとめぼれを主力としながらも根強い人気がありますササニシキ、それから酒米、蔵の華ですね、これの作付誘導も行ってまいりたいと思っております。地域の特色を生かしたもち団地の復活、こういったものにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

27年度主食用米の市町村別生産目標数値が、数量が12月の18日に示される予定ですので、その結果を速やかに農家に周知し、来年度の作付に備えていただきたいというふうに考えております。今後とも国の動向を注視しながらＪＡ加美よつばとも連携をとり、農家の皆さん方を支えてまいりたいというふうに考えております。よろしくご理解のほど、またご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（我孫子武二君） 本年産の米価の下落については、過去に例の見ない、しかし過去に例の見ない豊作だったような気もいたします。そういう中で国もですね、多方面からの対策要望を受けて需給効果改善のために11月25日の会見で20万トンの過剰米対策をようやく実施すると表明しました。そういう中でですね、農業委員会としては独立した行政団体として

法的に認められた権利、あるいは意見公表の活動を通して先般議会あるいは町当局に対し、今回の米価下落に対する要望を町議会を通して国に提出されることをお願いしまして要請書を提出いたしました。先ほどの質問の中で加美町の農業ビジョンをいかにして推進していくかというふうなお話、質問だったような気がしますけれども、加美町の農業委員会、いつも言っておりますとおり集落担当制をとっております。そういう集落担当制をとりながら各農業者の意見を吸い上げながら農業者自身の自助努力、それからですね、国、県の施策をフルに活用するためのきめ細やかな委員会活動を行っているところでございます。

今回、国の事業の中で農地中間管理事業というのが発足しましたが、私個人からいえば、これは今現在でもありますけれども集積事業とほとんど変わらないというふうに理解しております。

ただ、そういう中で先ほど言いましたように国の政策をフルに活用するためには、やっぱりこれに乗っていかなければならないというふうに考えますし、現在その中間管理機構の中の内容ですけれども、加美町において町内外含めて35の申請があります。ぜひ借りたいという総面積が385ヘクタール、相当な数です。ですから、まだまだ規模拡大をやりたいという集落営農の団体あるいは法人、個人もおりますし、決して捨てたものではないというふうに思います。

ただですね、前提条件となる白紙委任で圃場拡散をなくすというふうなことからしいんですけども、これについては現在の状況では白紙委任というふうな貸し手の希望者が非常に少のうございます。現在貸し付け希望者、加美町で6件、面積で11.6ヘクタールというふうな現状でございますけれども、先般県の農業会議の席上でも、その話が出ました。ただ、公社の理事長の話を聞きますと、これは一気にできることではないと。10年という体系の中で圃場拡散も含めた、あるいはいろいろ言われますコスト削減につながるような面積等も、なるのは10年以上かかるんじゃないかという認識でやっておりますし、農業委員会も先ほど言いましたように各農業委員会がそれぞれの集落担当制をとり、個々の農業者の意見を把握し、あるいは現在認定農業者という担い手の会がございます。毎年意見交換会をしながら、それをもとに町に対して農業制に対する建議活動もやっておりますし、そのためにはもちろん町当局と我々農業委員会と議会の方々のご理解がなければ前に進みません。ひとつその点を熟慮しながらやっていきたいと思っておりますし、今後ともご指導をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） ありがとうございました。

町長からは町の、米価下落に対する町の施策、利子補給というような形でお話がありました。

農業委員会からはですね、大規模な稲作農家、やる気のある農家を育てるというようなお話いただきました。町長、きょうの新聞ごらんになってご存じだと思うんですけども、隣の色麻町ですね、まだきょう一般質問の途中だと思いますので、議会はまだ通ってないと思うんですけども、60キロ当たり200円の上乗せをするというお話も聞こえてきます。こういったことについて、加美町としてどう対応、または対応の根底にあるものといいますかね、考え方の根底にあるものについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

色麻町で追加払いをするというようなお話は、先般承っております。ただ、米の概算金につきましては、あくまでも集荷業者の支払いの内金という形でございます。それから、先ほど町長が国の支援策をいろいろ説明したとおり、今後の需要の引き締めということで価格が上昇するような形の施策を今一生懸命打ち出している段階でございます。したがって、今の段階で町が直接追加払いをするというのは時期、検討する時間が必要なかなと思っております。国の支援策の中でも生産者団体のほうに追加払いを早期に行ってほしいというような要請が出されております。そういたしましてから当事者である例えばＪＡとかそういったところが先に追加払いをするなり、そういった対応が先であろうと思っておりますので、現段階では町としては概算金の追加払いは行わないという考えでおります。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 町長、今、農林課長がお答えしたようにですね、これからの米価の推移を見てということだと思うんですけども、これは今後価格上昇に期待するというお話しだったんですけども、このままの推移でいったらどうするかお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 実はこの話といいますのはですね、もともとＪＡ加美よつばのほうからお話をお聞きしたわけですね。そのお話の内容といいますのは、追加払いを行いたいという話を色麻から受けたと。ＪＡ加美よつばはですね。で、ご相談にいらっしゃったわけでして、私がＪＡ加美よつばのお考えはどうですかと聞きましたところ、ＪＡ加美よつばとしては県内全てのＪＡで、農協、いわゆる追加払いはしないということを決めているので、ＪＡとしてはその考えがありませんということでした。そうしますとそもそもＪＡと町が折半をしてという話は、これはないわけですから、当然町としても、であるならばその考えはありませんということをお伝えしたわけですね。やはり町として考えなきゃならないことは公平性ということですよ。

ね。いわゆる全ての農家さんがJAに出してるわけではないわけですから、直接取引をしてる方もおありでしょう。ですから米農家内でもそういった不公平性というものが出てくるだろうと。

それから、しからば今回の低迷する景気の中で、中央のほうは景気がいいのかもしれませんがけれども、なかなか皆さんも実感してるように地方の景気がよくなったという実感は全くないわけですし、むしろ物も値上がりして財布のひもは固くなってるのかなと。ですから商店街に対する影響というものあるわけですね。ですから、そういったさまざまな産業というものが今苦境に立ってるということでもありますので、そういった公平性というものも考慮しながら、この問題については十分にこれは検討し、全体も見ながら、それから先のことも見ながら判断をしなきゃならないことだろうというふうに思っておりますので、現時点で結論を申し上げるというわけにはいかないというふうに思っておりますので、そのことはご理解を賜りたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 理解しましたというわけにはいかないんですけれども、町長、先ほど一番最初のお答えの中で米の下落、米の価格の下落によって収入源が100万から大きい人は1,000万ぐらいまでいるんじゃないかというようなお話しあったんですけれども、今後町の自主財源に関してそこら辺の収納ということでの、額の、収納額の心配はないのかどうか、その辺について、もし、何ていいますかね、その辺までいってないということであればですけども、予算編成の時期でもあります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 町税に与える影響は非常に限定的だと考えております。あとから税務課長から。1. 数%の影響というふうに考えておりますので、そう大きいものではないだろうというふうには認識をしております。いずれにいたしましても、この問題は今年度限りの問題というわけじゃないんですね。今後とも農家が安定した経営ができる、そしてこの自然環境というものも守っていくと、そういう観点から、やはり国の農業政策そのものを私は見直していただく必要があるというふうに思っておりますので、そういった働きかけをこれからも、あるいはこれまで以上にしていかなきゃならないというふうに考えているところであります。

また、正確な数字については税務課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（下山孝雄君） 税務課長。

○税務課長（伊藤 裕君） 税務課長、お答えいたします。

米価が2,800円下落したことによりましてですね、25%減収してるということでございますが、所得の確定につきましては来年の2月6日から3月13日までの申告の受け付けとなりますので、6月以降に所得が確定するということになります。

それで参考となりますが、26年度の課税の25年中の所得についてお答えしたいと思います。

それで農業、例えば町長がお答えしました農業所得につきましては、2.5%、全体で2.5%の割合です。税額にしましては2,163万5,000円。あと給与所得につきましては85.5%、5億5,121万9,000円ということでございます。営業所得につきましては4.7%、4,722万2,000円ということでございます。それ以外では7.3%、6,723万6,000円ということでございます。私なりに個人的に農業所得の見通しでございますが、かなり落ちこむものと予想されます。

それで、なお27年度の個人町県民税につきましては、農業所得は落ち込みますが、給与所得等の増によりまして今回12月の補正予算に5,000万ほど計上させていただきました。それらを相殺しますと来年度の予算につきましては、ほぼ26年度の当初予算と同額になるのかと推測されます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） ありがとうございます。

町長、確かにですね、1俵当たり幾ら補填すればいいという問題でもないし、また公平性から見ても、やはり一生懸命頑張っている他産業の方々からすれば農家はいいいよな、町からいろいろ補助があつてというようなことになるわけですけども、町長もお話しましたけれども、やはり公平性という部分からしますと、やはり考え方をもっと加美町に存在する産業、または町民の方々まで町のお金使った場合には行き届くようなシステムというものをやっぱりつくらなくちゃいけないと思うんですよね。そういったときにこれから27年に向けての予算編成の時期で農業の方向性についてもお伺いしますけれども、今策定されております加美町総合計画の中でも6次産業というものも、もっと活発にやっていきましょうというような方向性も出しております。やはり農業者だけでなく他産業の方々との連携の中で、やはり農業をベースにしながら、またはよその方々の知恵をおかりしながらやっていけば町の投資というのは隅々まで生きてくるんだろうというような考えがあります。10年前につくった総合計画の中でも、かなりこういうことをやりましょう、ああいうことをやりましょうというようなことできたんですけども、どうも私が見る限りではブランド化の問題にしる6次産業化の問題にしる、それから都市と農村の交流にしても、どうもそううまく、うまくいつてないという表現は悪いですね。活発に行われていないんじゃないかという印象があります。もっと言えば、ただ総合計画の中

で目標だけ出して、あとはその時期その時期で対応すればいいんだというふうな思いさえ持っています。これからですね、その6次産業について、6次産業というのは単なる地域の生き残りかけただけでなくて農林水産省が商業とか工業の連携を強めて地域を元気にしましょうと。または他産業も含めて元気にしましょうというような方向づけとしては正しいと思うんですけども、その辺についての今後、町長、町についての対応といいますか、方向性についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） やはりこれからですね、この農業のあり方、農業経営というものは根本から考えていかなくちやないんだろうと。これまでと同じことをやっていたのでは、なかなか農業の経営というものは成り立っていかないんだろうと。そういった中で6次化ということをし、しばらく前からこれは言われているわけですが、なかなか軌道に乗ってるとは言いがたい面があると思います。原因は幾つかあると思いますが、やはり6次化を図るための仕組みづくりというものが十分なされてきてはいないのではないかというふうに感じております。やはり我々地域だけの知恵では限界がありますので、やはり外部人材といいますか、さまざまな方々を取り込んでいく、そして企業も取り込んでいくということが必要だと思ってます。6次産業化がうまくいってる例を見ますと、やはり企業の力というものをうまく活用してるというのが一つあると思っております。ですから、そういった取り組みを今後とも、これからやっていかなくちやない。

それから、もう一つは問題は流通なんですね。つくったものが売れなければ、これ回っていきませんので、流通ということについてもやはりこれも企業ともタイアップをするなどして流通というものの態勢もとっていかなくちやないというふうに思っております。

また、都市と農村というものも、その流通ということと大きく密接なかかわりがあると思っていますので、都市と農村との交流ということも具体的に来年度、取り組んでまいりたいと思っております。実は今考えておりますことはですね、東京でのセミナーというものを開催したいと。先般ふるさと回帰支援センターというところにお伺いしたんですが、宮城県の資料が全く置いていなかったんですね。理事長さんがおっしゃるには、宮城県は余り積極的ではないんですということを、ぜひ加美町さんでこのふるさと回帰、いわゆるIターン、Uターンですね、そういったものに積極的に取り組んでいただきたいと。情報もいただきたいと。我々も後押しをしていきますというふうなお話を頂戴したわけですが、そういったところですね、セミナーを開催すると同時に地域の地場産品などもPRをしていくと、これは有楽町の駅前の一

等地にある場所でございますんで、そういったところなども活用しながら積極的に加美町、加美町の地場産品、こういったものを首都圏に売り込んでいく努力を、なお一層やっていきたいというふうに考えています。そういったことを通して6次化の新たな産品の開発とともに流通ができるようにですね、取り組んでいきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 10年前の総合計画で農業の振興ということからすれば、今度新しいこれからの10年間の総合計画、特に農業分野の面を見ますと町長肝入りの考え方も載っているようです。そういった中でですね、本当に考えたことが実践でぎんだべがというような思いがします。

先般、町長もご存じだと思うんですけども仙台で地方創生セミナー、石破大臣が来まして、我々もお聞きしに行きました。そういった中で、こういうことをやりたいという自治体には国からもその精通した人を派遣しますよというようなお話もいただきました。やはり今まで町の行財政改革の中で職員の定員計画の中で職員の方々は減る、または得意分野をなかなか発揮できない部分もあったと思うんですよ。そういう意味ではマンパワーということに対してですね、やはりこれから農業振興に限らず商業、全てのことなんですけれども、果たして人件費を減らして行財政、スリムにすることのバランスと町の活性化をするための投資をする、まあ人件費もそうなんですけれどもね、その辺についてもっと考えなければいけない時期に来てるんじゃないかというふうな思いをしています。今後マンパワー、またはよそからの知恵をおかりすることについての町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これまで取り組んできたことの一つは、職員研修の充実なんですね。どんどん定数を削減していつてる行財政改革の中で計画に基づいて定数を削減してきているわけでありましてけれども、定員削減をするということは職員一人一人の力量がこれまで以上に試されるということになってくると思っております。そういったことで全国の地域リーダー塾初めさまざまな研修に職員を派遣をし、勉強してきていただいているところなんです。ですから、まさにこれからは地域間の勝負になってきますので、そういった企画立案能力、こういった企画立案能力を有する職員の養成というものを今後とも行っていきたいというふうに考えております。そこがまずは基本だろうというふうに思っております。

また、もう一つは、やはり町民の町おこしのリーダーと、この養成も非常に重要とってきておりますので、これまでもさまざまなセミナーを開催したり、NPOに関するセミナーを開

催したりワークショップを開催したり、それからにぎわいづくりとか薪の駅のような住民主体の活動を促進したりという形で地域のまちづくりリーダーというものも育成しています。先日はそういったリーダーの方々が小布施町の視察研修というものもいたしましたけれども、こういった形で職員の企画立案能力をアップしていくと。そして町民のまちづくりのリーダーも育成していくと。そして、そこにいわゆるエキスパート、外部人材が入るということでもって私はまちづくりというものが進んでいく。先ほどの6次化もしかりですね、ですからそういった方向で進めていきたいと思っています。

また、定数削減についてはですね、一昨年から緩やかな削減に変えました。かなりこれは限界に近づいてきてるだろうと思っておりますから、大幅な今後ですね、定員削減ということは、これはすべきではないだろうというふうに考えておりまして、慎重にそのことについては進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） だんだん議論がかみ合ってきましたね。町長、ここです、今度27年度事業についてなんですけれども、今協働のまちづくり推進課で町民提案型の事業やられてますね。総枠で100万ぐらいだったと思うんですけれども、これ町長、農業版の提案事業というものを設置するわけにはいかないのかというふうに思ってます。

というのは、やはり先ほど町長がおっしゃった企業との連携または流通、そういうものと自分の製品、これ6次産業と関係あるんですけれども、やはりそういう農業者からの提案があって、または農業者だけでなくてよそのお母さんたちとか、農家でないお母さんたちの提案の中で事業化する前の勉強の場にしてもらおうというようなことはなじょだべねというふうに思うんですけれども、前に庁舎の耐震工事のときにペレットストーブ置いてけらいんと言っても、町長、うんと言わなかったんで、せめてこれくらいは、ひとつ来年の事業に入れていただけないもんかというふうに思ってるんですけれども。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ストーブに関してはね、私も入れたかったんですけれども、専門家がそこに入れられないと、構造的にね、ということで大変失礼しました。はい。来年度ですね、公共施設には順次入れてまいりたいと思っております。はい。

今のご提案ですが、町民提案型事業、実は農業関係、既に実施してるところがあります。月崎行政区、ここにおきましてはですね、田植え踊りの保存とそれから直売所を道路沿いに設けて直売をしてるということでもあります。ですから、この町民提案型事業の中で農業関係の

取り組みも十分できるというふうに考えております。また、別の方で支援することがよろしいのか、いずれにしてもそういった地域の方々の自主的な活動、意欲、そういったものを町としても今後とも支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） やはり地域農業の振興のためにはですね、やはり行政としての役割、もう一つはＪＡといいますか、農協の役割というふうなものがあると思うんですけれども、そういった中で農協との連携と、あとは役割分担といいますかね、そういうものについてどのように今後方向づけていくのかという部分でお伺いしたいと思いますし、また私何でマンパワーの部分出したかといいますと、やはり地域活性化または農業振興のためのさまざまな事業というのは、やはりいろんなところで入手はできると思うんですけれども、やはり行政が一番シンクタンクとしては充実してると思うんです。または、町からの提案で国が動くという場合もあると思いますので、やはりそういう意味では農協ができない部分を町が担っていくという部分もあると思いますので、その方向性を同じくといいますか、もちろん同じ方向は向いてると思うんですけれども、すみ分け、役割分担、協力・連携の中でひとつお考えをいただければというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ＪＡ加美よつばとは、さまざまな面で現在も連携・協力をさせていただいてるところであります。これまでも堆肥センターの管理運営とか、またこれからは来年の７月にオープンします公共放牧場ですね、こういったものに関しても連携をとってやっていくということにしておりますし、今回の指定廃棄物最終処分場についても農協との密接な関係、連携をとってやっていくということでありますので、これからもＪＡ加美よつばとの役割分担、そしてその上に立って連携・協調・協力というものをとりながら地域の農業課題、農業課題にとどまらずさまざまな課題、二つの大きなこれは組織でありますので取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでありますので、今後ともご理解、ご協力、そしてご指導のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 26年度も地域振興、農業振興のためにさまざまな施策をやられてきたと思います。ただ、どうもいろんな会議はやっているものの、町長、なかなか難しいんです、時間もなくて行けないんですと言われればそれまでなんですけれども、ブランドの推進会議やら人・農地のプランやらというようなことでさまざまな会議もやってるわけなんですけれども、なか

なか我々議会に限らず農業者の目にも、その結果といいますか、踏み出してるんだよという部分がなかなか見えにくい部分があると思うんですよね。そして、今回総合プランでこれからの10年間の目標を立てるわけですが、やはり基本構想、基本計画、そして実施計画の中で、基本計画については5年後の見直しというような4番議員の前の話でもありましたけれどもね、やはりここで掲げた方向性を年次的に区切って、結果を検証しながら、町はここまで頑張るので、ぜひ農業者もここまで頑張ってもらえないかというような雰囲気、またはそういう情報の共有といいますかね、とこまでいくとすごく生きた町の施策でもあり、総合計画でもあると。そして、なおかつ地域は潤うというような回りが出てくると思うんですけれども、やはり農業者が一生懸命町の職員の人たちとか町長が頑張ってる姿というのを直に感じ取れる部分というのはなかなかないわけですね。だからそういう意味でも町の考え方、または農村の方向性というものを発信、より発信できる機会といいますかね、そういうものをつくっていただければどうなのかというふうに思ってます。町長、その辺についての考えをお願いをしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおり発信するというのが、これは町内外に向けて発信するというのが非常に重要だと私も認識をしております。現在総合計画を策定してるわけですが、私も担当課のほうにマネジメントの手法を、ぜひ導入してほしいという注文をつけております。このマネジメントというのは、まずは当然ですが、現状把握というところから始まるわけですが、現状を把握し、原因を特定し、そして目標を設定し、そして手段を選択し、集団の意思を形成し、そして最後には評価というところですね、ですからこのあたりの特に目標設定、その目標設定がないと評価もしようがありませんので、そういったことも含め、今後のさまざまな計画の中では、やはりマネジメントの手法というものをきちんと取り入れていく必要があるというふうに認識しております。その上で内外に町の思いというもの、取り組みというものを発信していくということが議員おっしゃるとおり大変重要であると思っておりますので、そのような方向で、なお一層努力をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 幾らここで議論というか、議論ではないんですけれども、方向性を町長または職員の方々共有しても、これがうまく回らなければなかなかよくならないというふうに思います。実際今それぞれ活性化または振興のために目的別の組織が立ち上がってるわけです。

けれども、特に農産物の生産振興対策事業なんかに関しては幅広く特産とか加工品の振興対策なんてまでも入ってるんですけども、実際はやはり米、麦、それから国からの補助金の中の全体の割り振りということだけで動いてるわけですよ。ここまでなかなか突っ込んでやれない現状もわかります。ですから、一つ一つ機能別の組織をいっぱい立ち上げろというわけはありませんけれども、やはり見据えた目標に向かって確実に進められるような組織というものを厳選して、そして総花でなくて、やっぱり一点突破といいますかね、それが牽引役になってお互いにみんな頑張れるんだと、刺激にもなるんだというような方向性も必要だと思うんですけども、町長、やっぱりね、総花ではだめだと思います。ですから、それは6次産業、総花でもだめだと思いますしね、ですから、先ほど今町長がおっしゃったように、やっぱりプロデュースとかコーディネートするという部分での突出してお世話をいただける組織なり人材なりというものをこれから配置していかないと、形は整えてますよ、ただ進みませんよということだけでも無理があるというよりも、せっかくの人材が目立たなくなってしまうのかなというような思いしてるんですけども、これからの方策についてお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も農家の方々からいろんなご意見もお伺いしておるところです。果たして加美町が、今一点突破というお話があったんですが、どういった特色を出し得るのかと、どういった作物、もちろん先ほど申し上げたようなハクサイとかネギとかそういったもの、加工野菜等々力を入れて栽培していただいているわけですけども、どういったものが果たして将来にわたって競争力を得るものなのか、いろいろと農家の方々のご意見、専門家の方のご意見なども今聞いているところであります。これはすぐ実ることではないんですが、何とか、今この時点では申し上げられないんですが、やはり特色あるものに取り組んでいく必要があると思っておりますので、来年度、何とか種だけは植えられるようなところにもっていきたいというふうには考えております。そのための態勢づくりというものを、いずれ必要になってくるのかと思いますけれども、他と同じことをしていただければ、なかなかこれは農家の所得が向上するという時代ではありませんので、そんな研究といいますか、させていただいてるところでありますので、いずれきちとした形になればお伝えすることができるかもしれませんし、お伝えできるようにきちとしたものにしていきたいと思っております。

また、組織等については農林課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、なかなか農業政策が思ったように進んでないというご指摘、大変担当としまして申しわけないと思っております。

ただ、組織の中で今一番 J A とか生産者団体土地改良等々含めて構成しておりますのが加美町の農業再生協議会と思っております。その中で先ほど町長が答弁しました水田農業ビジョンなんかもそこで策定しておりますので、基本的にはこれを重視をしながら進めていきたいということで考えております。

ただ、なかなか農家とのギャップといいますか、一例を申し上げますと J A 加美よつばで企画して売れ行きが好調なトマトケチャップがございます。農協としましては、これをどんどん売れ行きがとても好評なものですから生産拡大をしたいということなんですが、残念ながら面積の拡大までつながっておりません。これにつきましては、夏場の最盛期に、暑い時期に重たいものを収穫するというようなことで、取り組む方がふえたかと思うと片方から重労働だということとで離脱をするというようなことで、面積としましては一定になっているという現状にもございます。そういった中で、なかなか農家の方々に十分な伝わり方ができてないという面も確かにございますけれども、再生協議会としましても毎年前年度の決算書とあわせて農業ビジョンも各農家には配布をさせていただいております。さらに人・農地プラン等の作成につきましても、現在は 8 集落の 7 つしかまだ作成しておりませんが、今年度も複数の集落について説明会を数度、来てくださいというように農林課、それから対策室のほうで出向いていろいろ説明会は開催しております。

ただ、農家の方々が十分に理解していただいて取り組んで作成をしていただくというような手順ということを考えておりますので、多少時間はかかっているかと思えます。

冒頭申し上げましたように組織としましては、私としましては農業再生協議会を十分重視をしまして、そこでいろいろ今後の方向性となるよう十分に皆さんで議論していただいて、その結果を各関係機関で共有して農家の所得の向上につなげられるような方向で一生懸命頑張っていきたいと思えます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 課長、ありがとうございました。加工トマトのお話、出されたんですけども、手前みそになりますけれども、管内では 3 番目の反収、私にとってまして、これ余計なことですからよろしいですけども、町長、やっぱり農業施策というのは加美町の基幹産業である農業の方向づけもですけども、加美町の地域政策でもあるんだべなというふうに思えます。やはり昔から言われた限界集落、今でいう消滅可能性都市、そういう意味で自然または

地域を現場にしてなりわいを立てていくということに関しては、これは加美町に限らず単なる農業政策でなくて地域政策なんだろうというふうに思ってます。そういう意味では私たちの加美町のようなところは、やはり農業振興がいかに地域の豊かさにつながっていくのかということとは非常に目に見えてわかる地域、または自治体なのかなというふうに思ってます。そういう意味では、農業の浮沈が加美町の運命も担っていくんだらうというふうに思ってますので、今後とも農業振興に力を入れていただきたいというふうに思います。

まだ2分ぐらいありますけれども、きょうはですね、傍聴者がすごく多くて前からは何とか耐えられるんですけども、後ろから見られると、まだクールビズ取りかえてませんので、少し時間ありますけれども早目に終わらせていただきます。町長、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして、14番工藤清悦君の一般質問は終了いたしました。

通告4番、8番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔8番 伊藤由子君 登壇〕

○8番（伊藤由子君） 通告に従いまして2点質問いたします。

まず、最初に指定廃棄物最終処分場建設候補地白紙撤回の今後の方針について。

放射性廃棄物最終処分場建設断固反対を掲げて始まった町を挙げての行動は、県市町村長会議の開催とあわせて行われた最終処分場建設中止を求める緊急集会とアピール行動を皮切りに、この4カ月の間、住民集会や人垣作戦などが行われてきました。また、田代岳現地における抗議行動は環境省の詳細調査強硬実施の姿勢に対する住民の強い抵抗から広がっていったものと思われます。この問題に対して今後町は環境省にどのような対応をしていくのか、以下の内容を伺います。

1つ目、井上・小里環境副大臣は住民の合意なしには詳細調査を実施しないと明言しましたが、発言の時期や場所、どのような機会での発言だったのか。2点目、町長は町からの質問状に対して誠意ある回答があれば詳細調査を、説明を、説明会を実施するというふうに発言しましたが、誠意ある回答とはどのような回答を指しているのか。3つ目、来年5月の雪解けまでの行動の計画は。以上の3点について伺います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 住民のこれまでの運動に対して改めて心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

1 点目のご質問、井上副大臣が住民の合意なしには詳細調査を実施しないと明言した発言の時期、場所等々についてのご質問であります。井上信治前環境副大臣は平成26年2月、地元新聞社が行ったインタビューに対して、基本的には市・町の意向を確認しないで国が強制的に調査をすることは、詳細調査をすることは考えていないというふうにお答えになりました。しかしながら、後任の小里副大臣に関しては同様の内容の発言がありません。農家のために体を張って頑張りますということをたびたびおっしゃっておりますが、どういうことなのか理解に苦しむわけではありますが、同様の発言はありません。

一方、望月環境大臣につきましては、平成26年10月8日に開催された参議院予算委員会において、詳細調査の実施に当たっては地元の方々のご理解が得られるよう、その候補地の選定過程や処理施設の必要性、安全性などについて丁寧な説明を行う努力が必要と考えています。今後、こうした努力をせずに詳細調査を行うつもりもなく、これまでの姿勢と変わらず地元の方々のご理解をいただくよう、そういう努力をしてまいりたいというふうに答弁をいたしました。しかしながら、この10月8日、望月大臣が午後、参議院予算委員会で発言した日の朝に環境省は町に事前連絡もなく強引に入ろうとしたわけであります。全く矛盾しているということでもあります。さらに、11月の6日と18日開催の参議院環境委員会において、地元選出の参議院議員の質問に対して望月大臣は、住民の皆さんのご意見を大切にしながら事を進めたいと答弁をしたところであります。ですから、これが最終的な国としての発言でありますので、私は今後ともこの望月大臣が答弁をした「住民の皆さんのご意見を大切にしながら進めていきたい」ということが今後とも国の方針というふうに受けとめているところであります。ぜひ違えないでいただきたいというふうに考えております。

また、2 番目の、町長は町からの質問状に対して誠意ある回答があればというふうなご質問でありました。私が申し上げたのは、国から誠意ある回答があつて初めて協議に応じますと。さらに説明会を開催するかどうかは断固反対する会の皆さんのご意見を聞いた上で決めさせていただきますというふうにお答えをさせていただいたところであります。

そういった発言の上に立って、しからば「誠意ある回答」とはどういうことなのかということでもありますけれども、やはり「誠意」という言葉はですね、一般論として当然相手の立場に立って相手の立場を理解するということ、そして正直にですね、事に当たるということが、これは一般的に言われている誠意だろうと考えております。ですから回答についても、当然そういう態度が示されなければ、これは話にならないということでございます。環境省からこれまで7回回答をいただいておりますが、その回答のいずれも加美町が求める内容とは大きくかけ

離れたものであります。20日に、先月の20日に10項目にわたる質問書を提出しました。それに対する回答が12月8日、一昨日届いたところではありますが、それを見て改めて国の誠意のなさというものを実感したところでもあります。指定廃棄物の保管量について、1番目の質問だったと思いますけれども、質問したわけですが、その回答の一部に、それは県が、県がきちんと調べていなかったからだというふうな責任を県になすりつけるような内容の回答でありましたので、全くこれは誠意ある回答とはいえないと。やはり非は非として認めるという姿勢が私は国に求められるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、私どもとしては候補地の白紙撤回、特措法の改正、基本方針の見直しに向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。今回の回答を見てもですね、協議に応じる余地はないと。当然住民説明会など開けるはずがないというふうに受けとめたところでもあります。

3点目、国は雪解けを待って詳細調査をしたいというふうな意向を今もお持ちのようであります。それまでの間ですね、町としてどのような行動をとろうとしてるかということですが、何度か午前もお話をしたように来年の1月1日で特措法が施行満3年を迎えるわけですので、やはりこれは特措法の改正に向けて、私はぜひ国にも動き出してほしいというふうに思っております。3年前と現在では大分状況が変化をしてきておりますので、震災後につくった法律をいつまでも掲げてですね、これに従わなきゃならないんだと、これに従って処分しなきゃならないんだということではなくて、環境の変化に対応した形で状況を踏まえて特措法の改正、基本方針の見直しを行った上で東京電力福島原発敷地内100ヘクタールの未利用地があるわけですから、そこに1カ所に集約をし、そして日本の科学技術力、英知を結集して安全に一元管理をすべきだと。それが最も、時間的にも最も私は短時間で、そして最も広く国民の理解を得た上で処分できる方法だというふうに思っております。ですから、今後ともそのような主張をですね、近隣の市町村長はもちろんのことながら県議会、国会議員等に訴えてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力を賜りたいというふうに思っております。また、塩谷町それから断固反対する会とも、なお一層連携を図ってまいりたいと思いますので、よろしくご理解、ご支援をお願いいたしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ただいま回答ありましたが、井上副大臣、それから望月大臣の発言で地元紙に載った発言を紹介していただきました。先日の11月15日に出た河北新報にも「来年3月間に合わず」という見出しで書いてあった最後のほうに、同省幹部は作業のおくれについて、

申しわけないが地元の理解を得ないと進められない事業だというふうな発言をしております。
今、町長がおっしゃったように公共の放送を使つての国民への約束事なんだと思います。地元
の合意なしには、あるいは同意を得ないことには進めないんだというふうなことを、再三いろ
んな場所で言ってるわけですから、この約束事を違えてはいけないという姿勢を、今後とも強
く主張していただきたいと思います。それで、いつ、どこで、どのように言ったかということ
を確認しました。

それから、2つ目の誠意ある回答があればというふうなお話で、私も誠意あるとはどんなこ
とを指してるのかということを知ったら、非は非としては認めるというふうな姿勢であれば何
とかこちらでも対話に応じるというふうなことだったかと思うんですが、具体的にはすごく私も
問題だと思ってるのは、県内の保管状況の全ての所在地と、それから保管、具体的な保管状況、
それについて環境省がきちんと把握したデータをもって提示してないというところはとてもお
かしいことだと前回の質問でもお話したんですが、県内の保管状況の欄については一応埋まっ
たんでしょうか。埋められた形で回答があったんでしょうか。そのことを1点伺います。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） 危機管理室長、お答えをいたします。

今回の質問に関しまして先ほど町長が申し上げましたように12月の8日、環境省のほうから
回答がございました。その回答を見ますと、先ほどの町長がお話しありましたように県の調査
による手違いといいますか、その辺によって数字が前回報告が異なつたとした上で総量のみの
報告でございまして、各自治体に幾ら保管されるというところまではちょっと読み切れないと
いう状況でございます。

ちなみに申し上げますと、8,000ベクレル以上の指定廃棄物につきましては、全体で1,043ト
ンふえてると。一方、8,000ベクレル以下の廃棄物につきましては1万4,237トン減つてると。
トータル1万3,195トンが減つてるといふことでございまして、各自治体の名前、名称につき
ましては今回掲示はございませんでした。以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） こういったことを聞くにつけても、全く誠意ある回答とは私も思われま
せん。総量が減つてるといふことについては、とても作爲的で最終処分場の必要面積、それ
にかかわることだと思うんですけれども、これはとても作爲的だなと直観的に感じざるを得ま
せん。

それから、もう一つとても興味があった質問で、9番目の質問に放射性廃棄物の埋立地とし

てコンクリート構造物を設置することが予定されてるわけなんですけど、100年から200年にわたってメンテナンスを施すことなく耐久性を持続したコンクリート構造物の実例は存在するのでしょうかという質問については、どのように答え、回答があったのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） 危機管理室長、お答えをさせていただきます。

コンクリートの強度につきましては、いろんな設計、その配分等々によりましておよそ200年ももつ机上でのことになろうかと思えますけれども、計算上200年もつコンクリートもあるということで、まず前段で報告がございました。後段のほうでは日本ではコンクリート構造物ができてから、まだ100年しかたっていないということでございまして、200年経過したコンクリート構造物はございません。ただ、小樽に防波堤があるわけでございますけれども、そこは100年を経過してもですね、現在十分な強度を維持してるというような回答でございました。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 実績、実例として挙げられるのは小樽の防波堤だけだったということですね。このことについて、現地説明会の折に危機管理室長は流紋岩から発生するガスによってコンクリートが溶けていくというふうな説明もあったと思いますが、そのことについての記述等はなかったのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） 危機管理室長、お答えをさせていただきます。

現地調査の折にですね、あそこの地盤、流紋岩あるいは凝灰岩で構成されておまして、そこから出るガス、亜硫酸ガスがいろんな大学の先生等々の結果報告といえますか、そういった文献を見ますとコンクリートを劣化させる、そのスピードを早めるといったデータがございますので、その辺の報告を現地説明の際に行わさせていただきました。

ただ、今回は質問内容にそういった項目がございましたので、それらに関する回答はございませんでした。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それでは、3つ目の質問に移りますが、今後どのような行動計画があるのかということをお聞きしました。先般の全協だったのでしょうか、どこを相手に何をしていくのかということを確認していくべきではないかというふうな発言もあったかと思うんですが、それを念頭に置きながら私は現地見学会ずっとやってきたわけなんですけど、それは今後も、ま

あ雪解けになってからだと思いますけれども、継続してやっていくべきだと思います。やっぱり百聞は一見にしかずで、あそこに来た人たちの発言というか、とても説得力があるかと思います。もちろん町の人たちの声を載せていく、広報とか号外とかに載せていくということをやってほしいと思いますし、署名活動はできるなら3町、宮城県内に要らないということを主張してるわけですから、3町合同で取り組めたら、なおすばらしいんじゃないかなと思ってます。そういったことは、どう考えてるのか伺います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 雪解けを待ってですね、現地説明会、これも再開をさせていただきたいと思っております。やはり世論を高めていくということが非常に私は重要だと思っております。

実は10月だったでしょうか、みやぎ生協の方々七、八〇名ほどでしょうか、いらっしゃったときですね、私、スライドを使ってご説明をさせていただいたんですね。先日、その方々の感想文が届きました。それを読ませていただいて、ほとんどの方が全くわからなかったと。どういう施設でどういう影響を及ぼすものなのか全くわからなかったと。あるいは余り関心がこれまでなかったと。紅葉を見るというんで参加しましたと。全く関心がなかったと。しかしながら、参加をして皆さんの話、町長の話や住民の方々の声を聞き、これがいかに自分たちにとっても影響を及ぼすものであるか、他人事ではないということがわかったと。一人一人全部読ませてもらいましたけれども、皆さんそういったご意見でした。ですから、町内の方はもとよりですね、町外の方も含めて現地を見ていただく、あるいはきちんと加美町の主張を聞いていただくということが大変重要なことだなということを改めて感じさせられました。現地見学、それからぜひ町長来て説明してほしいという依頼が山形県からも尾花沢からも来ておりますし、私も積極的にそういったところに出向いていってご説明を申し上げて、やはり世論を高めていくということが大事だと思っております。そういったものがあって初めて最終的な議員たちを動かして特措法の改正、基本方針の見直しというものにつながっていくんだろうと思っておりますので、その地道な活動というものは今後とも継続させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 世論を形成していくということについて、私はぜひやってほしいと思います。それが、とりもなおさず国とか東電に対抗する力になっていくんだと私は思います。

それから、もう一つなんですが、あの問題点を町の広報、処分場に対する問題点をたくさんまとめたものは、そばに行ってお話を聞かないとよくわからないと。これをもってコンパクト

に図示して、写真とか入れて県内外に渡してもらえたらというふうな見学会のときに声がありましたので、もしよかったら検討していただいてもいいかなと思いますし、塩谷町でつくったような誇るべき自然とか特産品などを逆に紹介したりする、ああいったやり方も一つ手段としていいのかなと思いましたので検討願えればと思います。

この問題の最後に、どこに、では、一体その最終処分場をどこにするのかということがずっと喉のとげのようにずっとあるわけなんですけれども、町政懇談会で町長は新たな被害者を出さないためにというふうなフレーズを何度もおっしゃってました。これはとても大事な視点だと私も考えます。ちょっと5県分を処分する場所を提示するのに塩谷町長が発言したことに対する批判とか、あるいは一般の人の福島にこれ以上犠牲を払わせるのかといった人情論的な発言とかが新聞紙上でやりとりされてるわけなんです、そういったことに対してももうちょっと寄り添うというか、福島の人たち、例えば第一原発のあるところは今廃炉に向けて必死の労働者は作業をしていると、汚染水タンクが林立している場所でもあり、二、三年でなんかともそこにはいかないだろうというふうな見方があります。ちょっと長いスパンで考えていきながら集約していく、もちろん拡散ではなく集約していくということをIAEAも言ってるわけですし、私もそのほうがいいと思います。

それで、ちょっと状況としてこれを見ていただきたいんですが、これは実は小学校とかに配布してる副読本の中にある平成25年8月8日時点の福島県の状況なんです。浪江町がここにあり、双葉町がここです。大熊町がここです。富岡町がここです。それで、これは8月8日の時点で、去年の、このピンクの、ピンクで囲われてるところは帰還困難区域なんです。それから、居住制限区域がこの黄色い部分です。これが去年の8月8日の時点です。それから、中間処分場の建設が始まろうとして話題になったときに……（発言者あり）反対だね。これが10月、ことしの4月です。ことしの4月。ことしの4月に至ってもこのピンクの部分、浪江町、双葉町、大熊町の範囲は帰還困難区域の範囲は変わってません。そして、ここが中間貯蔵施設ができる場所なんです。ここの下の赤い富岡町の境界にあるところが、これが実は最終処分場の場所なんです。福島県で予定されている。ということで、全く変わってはいない、1年たっても。

ということで、福島にと総称してしまうことで現在の福島県知事はちょっと心証を害されたような顔をされてましたが、やっぱり私たちもそのところは踏まえた上で大熊町とか双葉町の帰還、帰りたくないとか帰りたいといった人のアンケートとともに、将来的にこういった帰還が困難な区域に場所に本当に福島の人たちを帰していいのか、それが福島県民にとって本当

に幸せにつながるのかといった問題の立て方も一方で持ちながらやっていく必要があるのではないかと私は思います。被害者同士が対立することで利するのは国と東電でしかないと思います。そういった対立構造をつくっていかないようにしたいなど、するべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 福島の方々の思いというものも、当然我々受けとめながら、このことについては対応してまいる必要があると思っております。

このふるさとを失う思いというものはですね、想像を絶するものがあるんだろうと思います。やはり日本人はアメリカ人ですと1年にも、やはり一生のうち、もう何十カ所と居を移すというのが常ですから、日本人が思ってるふるさとに対する帰属意識というものとは違うものがあるんですね。ただ、日本人の場合、やはり先祖代々そこで生まれ育ち、先祖伝来の土地を守ってきたという方々ですので、ふるさとに対する思い入れというのはとても強いものがあるだろうし、先祖に対して申しわけないという思いもあるでしょうし、大変深い思いがあると私思っています。

一方、現実問題はですね、そこに住むことは事実上困難、あるいは危険であるといってもよろしいでしょう。ですから、そういった福島の方々のふるさとに対する思いというものにもきちっと心を寄せながら、しかしその方々の、あるいはその方々、次の世代のことも含めて福島の方々、特に今お話のあった双葉、大熊、浪江のような帰還困難区域にもともとお住まいになっていた方々が、やはり早く生活再建をなし遂げられるような補償を、国がきちっとすることが私は現実的な解決策としては必要だろうというふうに思っております。ですから、いずれ帰還できるような期待を持たせ、そしてこれが3年、4年、5年と今のような宙ぶらりんな思いでお過ごしなさることが、一番その方々にとってはつらいことなんだろうというふうに思っております。ですから、そういった方々の気持ちを十分我々も理解をした上で、かといって分散することによって各県に新たな被害者をつくり出すこととなりますので、決して分散はすべきじゃないと。やはり1カ所に集約し、一元管理をすべきであると。これは国際的にも常識でありますので、そういった方向で進めていく必要があるというふうに思っております。

ですから、今すぐにですね、福島に集約するというのは、これは地域の方々の感情を逆なですることでもありますし、非現実的だろうというふうに思っております。ですから、町政懇談会でもお話しさせていただいたようにですね、やはり当分の間は今は各県に、あるいは各自治体に存在するものを減容化をして、そしてやはり4年なのか5年なのかわかりませんが保

管をして、そしてまずは福島を除染なり、それから集約なりをきちっと進めて、その間技術も、科学技術もどんどん進むわけですから、より減容化をし、より安全に東電の責任で東電の敷地内に保管をすると、最終処分をするということが最もこれは合理性のあるものであり、科学的な面からも私は合理性があり、広く多くの方のご理解もいただき、そして新たな被害者を出さずに済む処分の方法だというふうに思っております。

ですから、これは100年、200年、300年と続く問題ですので、決して私はここで四、五年です、時間をかけたからといって決してこれはかけ過ぎとは思いませんし、むしろかけるべきものはきちっとかけて、十分住民の理解を得ながら進めていくべきものだろうと。その間にですね、恐らくは新たな場所での生活再建ということに進んで、どんどん進んでいくはずだと思っておりますので、そういった時間もかけながら、その方々の思いも十分酌み取りながら進めていくべきものだというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） じゃ、そのように生活が立ち行くようなことについても触れながら進めていただけたらと思います。

では、次の質問に移ります。2つ目の質問、新エネルギー活用推進事業について。

平成24年度の地域審議会からの答申の中に、「自然エネルギー等の導入推進及び省エネルギーの促進によりエネルギーの安定供給と環境負荷の軽減を図り、この豊かな自然環境を継承していく」とあります。この答申を踏まえ再生可能エネルギーの活用推進について、以下の内容を伺います。

1つ目、昨年度、太陽光発電設備を導入した両支所及び3小学校の発電実績と小学校における環境教育の実例とは。2、加美町節電所キャンペーンの実績と効果は。3、薪の駅の進捗状況は。4、2016年に迫っている電力自由化に対する町の考えは。

時間も余りありませんので、節電所キャンペーンの実績と効果は簡単にさせていただきますし、薪の駅のことについても前段の質問者が触れておりますので、本来の目的である鹿原地区に限らず里山の森林の保全というか間伐対策を、これまでも進めるという大きな目標についてどうなのかということに触れていただければ結構です。お願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、1点目の両支所及び3小学校の発電実績についてお答えをさせていただきます。

小野田支所につきましては、太陽光発電の発電量ですが、6,700キロワット、宮崎支所は

7,900キロワットアワー、東小野田小学校は6,500キロワットアワー、宮崎小学校は7,500キロワットアワー、中新田小学校は8,800キロワットアワーというふうになっております。

このことによってですね、4月から9月まで6カ月間でありますが、小野田支所については9,000キロワットアワーの削減、額にして16万7,000円。宮崎支所に関しては現在本庁舎の電算サーバを移設していますから、ここはちょっと参考になりませんので省かせてもらいますが、東小野田小学校につきましては4,000キロワットアワーの減、金額にして7万4,000円。宮崎小学校についても同じく4,000キロワットアワーで7万4,000円の減、中新田小学校に関しては6,000キロワットアワーで11万1,000円の減ということで、6カ月間で2万3,000キロワットアワーの減、金額にして42万6,000円が減額されたということになります。

環境教育についてでありますけれども、25年度に設置しました東小野田小学校、宮崎小学校、中新田小学校におきましては全校生徒と一緒に設置のセレモニーを行いました。その中でここに発電されている電気が教室15分あるいはいつでも見ております、いつも見ているテレビですと100台分に相当する電気をこの太陽光発電でつくっているんですよというふうな生徒さん方が身近に感じられるような説明をしてセレモニーを行ったところであります。自然エネルギーがですね、自分たちの生活にも役立ってるんだということをご理解いただくように説明をさせていただきました。また、各小学校の廊下などにモニターを設置しておりますので、リアルタイムに現在の発電量が見られる形になっております。子供たちもですね、時々見たりしているようであります。太陽の光のエネルギーが自分たちの教室の電気になってるんだなということなども理解していただいてるというふうに考えております。

また、節電所キャンペーンでありますけれども、節電所キャンペーン、25年、26年と夏、冬、そして今年度の夏と、冬はこれからですが、3回実施をさせていただきました。合計で2万6,000キロワットアワー、6カ月ですね、の節電効果があったということです。

実は私、これ見て一つ驚いたことは、先ほど申し上げ各支所、学校、ここでつくり出された6カ月間でつくり出された電気が2万3,000キロワットアワーなんですね。一方、節電所で、これも6カ月間です。それを上回る2万6,000キロワットアワーが節電されたと、いわゆる新たにつくったと同じ効果があるわけですから、ですからこの節電というものがいかに大事かと、電気をつくり出すだけでなくて節電することはいかに大事かということを改めてわかったところです。

また、この感想を見ますと家族が同じ目的に向かって取り組むということは、とても楽しかったというご意見、それから節電生活でもやってみると結構おもしろいものだというふうなご

意見とか、そんなこともありましたので、節電所という目的が家族の団らんを生んだりということの効果もあったのかというふうに思っております。

また、薪の駅についてはこれまでも何度かお話をしました。やはり定期的に森というのは間伐をしていかないとですね、森には光が差し込みませんので健康な森にはなっていない。森本来の役割、CO₂を吸収するとか、それから保水するとか、そういった役割を果たせなくなるということもあります。ですから、やはり今は全く未利用材となっているような木を切り出して、それをまきにして流通させるという取り組みは今後とも地道にやっていく必要があるというふうに思っておりますので、早坂忠幸議員にもお答えをしたんですが、この薪の駅の現在の取り組み、薪の会だけではなかなかまきの流通というところまでには大分時間かかると思っておりますので、それに加えてですね、別な形での方策というものも来年度から考えて、なお一層間伐、そしてまきをつくり、まきを流通させていくというような取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

また、電力の自由化に対する考えであります。現在はまだ完全自由化はされておられません。ご承知のとおり。受電電圧が6,000ボルト以上、50キロワット以上の高压契約においてのみ自由化がなされております。28年度からは全面自由化になるわけでありまして、事業所や自治体などで公共施設の電気契約を東北電力から新電力に切りかえるということも出てきておまして、現在県内では富谷、美里、そして登米、仙台が新電力から電気を購入しているという状況であります。全部というわけではありませんけれども、そういった取り組みを施設で行っていると、一部施設で行っているということでございます。

加美町の対応ですが、各施設の使用電力量、それから使用形態などを考慮して新電力への切りかえも現在検討しているところであります。来年度、4月からになると思いますけれども、受電契約が50キロワット以上の施設は可能でありますので、現在加美町に36施設、該当する施設がありますので、こういったところの切りかえというものを、企画提案方式で購入先を決めてまいりたいと。当然東北電力あるいは新電力が企画提案ですので、手を上げてくるだろうと思いますけれども、そういった中で決めさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長の早坂です。どうぞよろしくお願いします。ただいまの伊藤由子議員のご質問ですね、小学校における環境教育の実例についてということでお答えをします。

先ほど町長のほうからも説明がありました。それ以外に昨年度太陽光発電設備を導入した学

校に確認しましたところ、6年生の理科の授業において「人と環境」という単元があるんですが、その部分で太陽エネルギーを電気に変える仕組み、そしてそれがどのように役立っているかということについて子供たちと学習をしてるようです。

ただ、あとそれ以外にはですね、太陽光発電に関する具体的な実践例というのはまだ、学校現場としても必要だということは感じてるんですが、具体的な実践ではまだないというのが現状であります。

それから、来年度、教科書が改訂されるわけなんですけれども、その中で、ちょっと見えずらいかもしれませんが「地球に生きるために」という単元で、その中で風力発電、それから太陽光のパネルが、写真が出てます。そのところで、これからも地球で暮らし続けるために人はどのような工夫をしたり努力をしているのか、それを調べて考えよう。そして、あとその中に環境に及ぼす影響を少なくするための取り組みとして風力発電と太陽光が出てます。これらを見ながら、特に施設・設備を取り入れているところについては太陽光発電も含めて、太陽光発電を中心に、これから人が地球で暮らし続けるために自分たちにできることはどんなことがあるか、それを行動宣言書にまとめて、そして話し合っただ実際に実践に移していくと、そういう取り組みが考えられるのかなというふうに思います。

それからですね、さらに次の学習においても太陽光パネルによる発電を意識した活動ができるのかなということで、6年生の国語の授業で持続可能な社会への取り組みについて調べようと、こういう題材があります。これについては、エネルギー問題に関心を持ち、必要な資料から調べてわかったことを整理してリーフレットにまとめる。そして発表し合うと。それから、あと6年生の理科の授業で、やはり人と環境、先ほどお話したことなんですが、それから「電気と私たちの暮らし」という単元もあります。そこで再生可能エネルギーの活用へ発展させていくということが考えられます。それから、6年生の社会科の授業で「世界の未来と日本の役割」、環境問題について調べる。これも太陽光発電等による環境にやさしいエネルギーの活用について学習すると。あと、それ以外にもあるようですが、あともう一つは環境教育に関する作品展への応募ですね、作製することによって学ぶということも考えられるのかなと。これらのことを環境教育の中に位置づけていって、体系化して取り組んでいくことが必要なのではないかなというふうに考えます。

なお、今挙げました題材につきましては、年間指導計画に基づいて実施しますので、本年度についてはこれからの部分があるようです。

なお、持続可能な社会への取り組みについて調べようについては、一応11月に実施すること

になってますので、終えてるのかなというふうに思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 最初の質問で薪の駅の件なんです、早坂議員の質問に鹿原地区の木材ではなく加美町全体の木材を使って今いろんなことに取り組んでというふうなお話があったんですが、使わなくてもさっき町長がおっしゃったように森林の間伐とか手入れは鹿原地区も、その木材は使わないまでも鹿原地区全体の間伐とか手入れとかは行っていくわけですよね。それが本来の目的かなと思ったものですから、その確認をしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは鹿原地区ということに限らずですね、町有林については計画的にやはり間伐、皆伐、そういったことをしていきたいというふうに思ってます。全体として元気な森をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 放射線濃度の高い地区の材料は使わないでということに対する心配があって、じゃどこから持ってきた材料売んですかみたいなこともあるので、そのことをきちんと確認しておきたかったんです。

それから、今昨年導入した太陽光パネルの発電実績について詳しく説明があったので、よくわかったんですが、それは見込んでいた発電量と実際の量との違いというのはどうだったのかどうか。見込んでいたほどなかったのか、あるいは見込んでいた以上に発電実績が上がっていたのかをお願いします。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（今野伸悦君） 協働のまちづくり推進課長です。

ただいま町長のほうから発電実績のほうご報告ありましたけれども、ほぼ大体見込んでいたとおりの大体発電量ということで、一応各小学校から報告があります。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 美里町の例で、新聞記事によりますと月40万円ほども得をしたみたいな書き方されていたんですが、うちのほうはもっと上回って42万6,000円も減額になってたというふうな発言を今聞きまして、では予想どおり計画したことが、予想どおり実績、発電量になっていたんだなということを、びっくりしました。

それから、節電所キャンペーンのことについてもそうですし、もっと大々的にやっぱり発信という、先ほど来出てますが、発信していったいいのではないかと思います。発電所キャンペ

ーンもそうですし、ずっと去年、ソーラーパネルを導入した場所の発電量とか、あるいは子供たちの発言とか実績とかについて、もっと発信していったみんなに知らせてほしいなと思います。それがひいては、また節電しようとかそういった気持ちがもっと高まっていくのではないかなというふうに思います。

それから、子供たちに太陽光発電の仕組みや電気、資源の大切さについて啓発を図ったと昨年度の成果表にありました。太陽光発電パネルを設置した折には、さっき町長おっしゃったようにセレモニーでね、太陽光発電の仕組みについてちょっと二、三お話したことがあったかと思うんですが、私、先日、広原小学校を訪問して、子供たちがどんなふう to そのことについて日常的に関心を持ってるのかどうなのかというのを、ちょっとふらふらと訪問してみました。そしたらやっぱり子供たちモニターを見て、ああきょう曇ってるから、さっぱりきのうより低いっちゃとか、きのうすごかったのかなとかって日常生活の一場面として、それは自然な形で発言の中に出ているんだなというのを確認できました。そういったことがやっぱり大事なんだなと思います。授業でやること、プラスして日常化していくということを、やっぱり必要だなと思いますので、モニターを有効に活用していくことを、これから学校のほうでも学年に応じてやっていく必要があるんじゃないかなと思います。折あるごとに発電量の実態を意識させることは、これから新エネルギーとか持続可能なエネルギーの意義とか価値について子供たちに理解させていく時代になってきている、もはやそういう時代なんだというふうに思います。

また、加美町は持続可能なエネルギー、太陽光発電に限らずバイオマスもそうですし、いろんなそういったことを、より一層推進していくことを子供たちにしっかり伝わるようなことを学校を通じて、あるいは日常生活を通じてやっていく、伝わるような手だてが必要ではないかなと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そうですね、学校現場ではきちっと教育長の指導のもと、教科書にもそのような記載があるようですから、これからますます進めていかれるものと思っておりますし、町としましては節電所、宮城県で初めての試みでありますので、もっともっとですね、たくさん節電した方には商品券もプレゼントされますので、もっともっとこれはPRをしていきたいと。秋祭りではPRをさせていただいたんですが、まだまだPR不足だと思っておりますので、PRをしていきたいと。やはり節電とそれから発電と、これはやっぱり2つの両輪として進めていくことが大事だと思っておりますので、なお一層PRには努めてまいりたいと考えております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） この持続可能なエネルギーということは今町が取り組んでいる最終処分場問題と全く無縁ではなくて、原発を稼働させることで限りなく生み出されていく廃棄物、そのことを考えないわけにはいかないわけで、こういった加美町は持続可能な再生エネルギーに取り組んでいく、そっちの方向に、志向していくんだということを、安全面、環境面、それから経済面でも重要なことですし、ここで町は、はっきり脱原発なのだ、脱原発依存なんだということを旗幟鮮明にしていく時期ではないかと思いますが、それについてのご意見を、お考えを伺いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 町といたしますか、私個人としてはそのようなことを申し上げております。いつだったか覚えておりませんが、町長日記にも原発に依存しない安全な町をつくるということが重要であると、これこそが私は3.11から学びとるべき教訓だと思っております。これを具体的にですね、町としてどう進めていくかということが大事ですので、今申し上げた節電、実は3.11以前にですね、全体の発電量に占める原発の発電量というのは3割というふうに言われているんですね。ですから、3割削減すれば実は原発は要らないというふうな、単純に言えばそういうことですから、やはり節電ということに我々はもっと取り組んでいく必要があると思っておりますし、さらに町として町の資源等を活用して、どのように新たなエネルギーを生み出していくかということもあわせてですね、原発に依存しない安心して暮らせる地域づくりというものを、加美町のみならず各地域で、これは地方からそういった動きをしていくということが私は大変重要だというふうに思っておりますので、今後ともそのような考え、姿勢で加美町の再生可能エネルギーの取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして、8番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。3時15分まで。

午後3時02分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ、再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

通告5番、12番一條 寛君の一般質問を許可します。ご登壇願います。

〔12番 一條 寛君 登壇〕

○12番（一條 寛君） それでは、議長の許可をいただきましたので通告に従い、3問質問させ

ていただきます。

まず、米価下落対策についてお伺いします。全農各県本部が農家から販売委託を受けた際に支払う平成26年産米の概算金が大幅に下落しました。そこで以下の点についてお伺いします。

1 点目、価格暴落の引き金は過去最高水準に積み上がった民間の在庫量と言われておりますが、なぜ在庫量がふえたのか。また、今後の在庫量の推移の予測を伺います。

2 点目は、農家の収入が減った際の救済策として収入減少影響緩和対策があると思いますが、農家の方に聞いても複雑で幾ら補填されるかわからないといえます。そこで補填の仕組みと計算方式、また今回どのくらい補填されるか、わかっておりましたらお願いします。

3 点目は、国、県、町はどのような支援策をとられるのかお伺いします。

4 点目は、主食用米以外の米の生産の現状と今後をどのように見られておるかお伺いします。

5 点目、生産性の向上のために農地の集約がと言われておりますが、農地集約の現状及び課題についてお伺いします。

6 点目、農林省と経済産業省が農業を新たな地域の成長産業へと転換させ、地域活性化の起爆剤にしたいと考えている植物工場への考え方をお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、6 点についてお答えをさせていただきます。

今回の概算払い額の下落によって大変不安を抱えていることだろうと思います。やはりこの価格というのは需給のバランスで決まってくるので、議員ご指摘のとおりですね、民間の在庫量というものが大きく影響するというふうに思っております。6 月末民間在庫量は、ここ10 年間で160 万トンから220 万トンぐらいで推移をしております。この200 万トンを超えた年はありませんね、やはり米価が下落しているということなんですね。ですから、平成21年、22年と2 年連続が在庫量が200 万トンを超えておりましたので、やはり相対取引価格というものが下がったと、落ちこんだということだったわけであります。民間の米の在庫量は、平成23年の東日本大震災と福島第一原発事故の影響で米の生産量が減ったことで一時的には少なくなったわけでありましたが、昨年は224 万トンということで、また200 万台になったということでございます。また、ことしは6 月末現在の民間在庫量が257 万トンとさらに昨年を上回っているという状況であります。

また、一方ですね、消費ですね、これが年々下がっているということなんですね。直近の米

の消費動向調査の結果を見ますと、1人が1カ月当たりの精米の消費量、これが4.5キログラム、うち家庭内消費量が3.2キログラムなのですが、平成23年度からの推移を見ても平均で5キログラムを割っているということですから、需要は、片や需要のほうは減少傾向が続いているということでもあります。

そういった中で各県段階でJA系統では、できるだけ早く25年度米を売り切りたいと、共同計算赤字になるリスクを小さくしたいという意識が根強く、概算金を前年度よりも大幅に引き下げたという、設定したということがあるだろうというふうに思われております。それが今回の結果であろうと思っております。

収入減少緩和対策につきましてですが、複雑で農家の方々もよくわからないということで不安が広がってるんだろうと思います。確かにかなり複雑な計算式であります。米・麦・大豆等の当年産収入額の合計が過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填するという制度でございます。宮城県における米の標準的収入額は反当たりで12万3,419円となっており、本年産減収分の9割が補填されるという考えで計算されるわけですが、この本年度産価格は来年3月までの相対価格になり、4月以降に確定をし、そして5月あるいは6月に交付されるというものであります。なかなかこれの前倒しというのは難しいというふうに聞いているわけですが、実際の算出に当たっては減収分の9割と、額と、それから農業者の積立金の4倍額との少ない額となり、農業者の積立金につきましては減収10%型と減収20%型といずれかになっているということでもあります。

以上のような、なかなか聞いてもすぐわかるようなものではないので非常に粗い試算ではありますけれども、補填される額は60キロ当たり1,000円から2,400円程度、町全体で約2億円ほどになるのではないかというふうに見込んでいるところであります。

なお、交付申請に当たりましては遺漏のないように支援をしてまいりたいと考えております。

国の対応については、先ほどご説明しましたように緊急対策あるいは主食用米以外の作物の本作化、飼料用米の推進、取り組みの推進等々国のほうでは対策を講じているところであります。また、県、町の支援策としてはJAが実施する資金融通に対する利子補給というものを考えているということでもあります。

また、主食用米以外の米生産の状況についてのご質問でありました。飼料用米が295ヘクタール、ホールクroppサイレージ用の稲が153ヘクタール、米粉用米が15ヘクタールとなっております。来年度の見通しとしましては、飼料用米が約350ヘクタールにふえると見込んでお

ります。その点につきましては、本年と同程度であろうというふうに見込んでいるところであります。また、飼料用米の種子については、十分確保ができるというふうを考えているところであります。

また、5点目の農地集約の現状についてでございます。農業経営基盤強化促進法に基づく町の基本構想を本年9月に見直いたしました。農業の担い手、農地集約の目標を定めまして取り組んでいるところであります。主な担い手としましては認定農業者、それから集落営農組合、そして青年の新規就労者の確保、集積促進について農地中間管理事業の活用というものも新しく新たに盛り込んだところであります。

ご質問の農地集約の現状についてでありますけれども、町の基本構想では平成32年に農地の70%を担い手に集約をすると、集約を図るというふうにしておりまして、25年度末の担い手集積率は68%に達しているところであります。

また、今後の目標でありますけれども、国は農政の4つの改革の中で農地の中間管理機構によって10年後の担い手集積を8割に高めるということを目標にしておるところであります。今後高齢化等によりまして担い手に農地集積が進むというふうに見込まれているわけでありまして、町でも担い手の経営向上に資するよう集約を促進してまいりたいというふう考えております。

何分、大分高齢化進んでおりますので、10年後には70人から100人程度の担い手の減少が見込まれるというふうを考えております。大変な担い手不足になるだろうというふうに予想しておりますので、農地が、農地の受け手がいて集約が初めて進むわけでありまして、認定農業者の確保、それから集落営農組合の法人化誘導とあわせて担い手というものをきちっと確保していくということが必要であり、そのために町としても県、国の施策もフル活用しながら関係機関と密接に協力をしながら進めていきたいというふうに考えております。

また、6点目の植物工場についてでございます。植物工場にはメリット、デメリット両方があるだろうというふうに思っております。

まず、メリットとしてはですね、天候に左右されことなく安定的な生産が可能があるということ、さらに季節にかかわらず通年で収穫できる、生産できるということ、単位当たりの高い生産性というものが期待できるだろうというふうに思っております。そのほか幾つかあるだろうと思いますが、一方デメリットといいますか、欠点としてはですね、工場の建設費及びランニングコスト、これが高いと。特にエネルギーコストですね、大分灯油等も高騰しておりますので、このエネルギーコストというものが大きな課題だろうというふうに思っております。あ

とは栽培する作物がどうしても限られてくると。レタスなどそういったものに限られてくるというものもありますし、それから販売ですね、こういったことも当然ありますので、経営というものが決して楽ではないというふうに考えております。

ですから、植物工場というものを考える場合ですね、大きな鍵はやはりエネルギーコストだろうと私思っておりますので、やはりこのところと再生可能エネルギーというものを結びつけた形で植物工場というものが今後展開できるかどうか、これ慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

また、その際にやはり企業の資金とかノウハウとか、こういったものの導入ということも当然これはあわせて考えていかなければ、なかなか実現までにはいかないだろうというふうに思っております。そういった視点も含めながら今後取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 農業委員会会長。登壇願います。

〔農業委員会会長 我孫子武二君 登壇〕

○農業委員会会長（我孫子武二君） 先ほど14番議員からの質問と重複するんですが、集積について現状と今後の課題ということで答えさせていただきます。

ご存じだと思いますけれども、現在の集積方法論は3つございます。1つは農協等でやっております農地円滑化事業、それから農業委員会で行っております農用地利用集積事業、それから皆さんご存じのように今年度から出ました農地中間管理機構を利用した集積方法論と3つがございます。今現在ですね、加美町においては我々農業委員会を通した農用地利用集積事業が大体100%近いですか、そういう事業が今展開されております。農協を通した円滑化事業については、皆さんご存じだと思いますけれども、14番議員が所属しております下新田上のカミックスあるいは農協の円滑化事業を利用した農地集積事業で集落営農法人になっているというふうなことでございます。

ただ、今後ですね、やっぱり担い手農家の営農継続するためには一定規模となるような規模拡大が絶対必要だというふうには考えます。その中でですね、委員会では従来の利用集積と並行して農地中間管理事業を推進していきたいなというふうに考えております。

その中でですね、もう皆さん聞きなれた言葉だと思いますけれども、人・農地プランというのがございます。今、先ほど午前中の質問でしたか農林課長のほうから、加美町では8つの集落が人・農地プランを作成し、集積事業をやっているというお話がございましたけれども、その人・農地プランはその地域の担い手の確保や、やっぱり地域農業振興のための農地利用の将来

図というふうになるものだというふうに考えております。その中で担い手の規模拡大の数字あるいは集約方法が明らかになると同時にですね、将来の地域の農業をどう振興するかという部分も明らかになる手法だというふうには思っております。そういう観点からですね、地域の担い手の確保と育成を図る観点からも、今後人・農地プランの重要性が増してきておりますし、農地中間管理事業を通して借り受け希望者の登録推進、それから貸し付け希望者に対する事業の周知に今後努力邁進していきたいというふうに考えます。

現在の農地中間管理機構に対する借り受け希望者の数字なり面積については、先ほどの14番議員と重複しますので、省かせていただきます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 在庫が積み上がった一つの原因に24年産米の米価のせいかどうか、外食産業において、弁当において御飯の量を減らしたとか、あとレストランでの御飯の量を減らしたという形で、かなり需要減が生じたということで今回在庫がふえたということが指摘されますけれども、そういうお話がありますけれども、その辺はどうなのでしょう、事実なのでしょう、おわかりでしたら。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

外食産業がというところまでは、正直私もちょっと把握しきれておりません。ただ、毎年の生産目標数量に対しましては実績が多くなって、要するに生産過剰ということもございますし、先ほど町長が答弁したように需要が減ってるということが在庫の積み増しになってる一番の大きな要因かと思われます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） あと、今回の暴落の直接的な原因は中小の卸業者が25年産米の在庫を26年産米を買うための資金調達で投げ売ったということが直接の原因になって下がったと言われております。この辺中小の卸業者をも支援する、そういう投げ売り等に走らないような形で支援する仕組みも必要なんじゃないかという、これは卸売業界全体の問題かもわからないですけども、その辺についての何か情報とかありましたら。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

確かに今年度産米の下落の大きな要因として、いわゆるスポット買いというようなことで資金力の小さい業者が買って一時的に価格を押し下げてるという要因が確かにあるようで

ざいます。したがって、先ほどの農林水産省の緊急対策の中でも周年の安定した供給というようなことでの対応をお願いしたいというような話は、11月14日付で正式に生産出荷団体のほうに要請をされております。

ただ、小さい企業に対してのそういった助成とかというのは、ちょっとまだ話は聞いておりません。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 次に、27年の流通、生産の目標が11月28日に農林水産省から示されて、27年産は14万トン減の751万トンにということで全国の数値が示されて、宮城県におきましては生産数量目標が34万8,620トン、面積で6万5,780ヘクタールということのようでありまして、そのほかに今回自主的生産減少参考値というのが出されまして、それを達成した県には10アール5,000円の交付金が支給されるというお話でありますけれども、これで間違いのない、間違いのないという農林省のあれですから、これは県で達成した場合、それに各個人が面積を減らした農家に対して5,000円、10アール当たり支給という交付される仕組みなんではないでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

一部報道ではそのような深掘りをして達成したところについては、県全体で達成した場合には5,000円、交付金を割り増しするというような、そういったことを農林省で考えているというような話はございますが、まだ確定ではないようでございます。

ただ、ことしの26年度につきまして、実は加美町全体で達成しないと直接支払いの交付金を支払えないというような5月、6月の時点でございました。一部集落単位で未達成なところも結構ございまして、ほかの地区に何とか無理をお願いして緊急的に超過した形で消化をしていただいて町全体として達成をした形で交付金の受領を得たという経緯もございますので、仮に予算が認められた場合についても県全体で達成しなければ、その交付金は来ないだろうと思います。今言えるのはそこまででございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 来年のですね、ことしの6月時点で222万トンでしたっけ、在庫があって今回暴落したという、来年度の米価も200、町長さっき250万トンぐらいって言いましたか、そうすると来年も米価がまた下がるというか、安値、この価格というか、こんな価格になるのでしょうか。そんな予測を立てていいんでしょうか。どうでしょうか。まあなってみないとわ

からない部分なんでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

先ほど町長が答弁したのは、ことしの6月の在庫が250万トンを超えております。

ただ、そのうちの35万トンにつきまして米穀機構のほうで買い上げをしまして飼料用米等に回すということで、数字上は222万トンまで減ってるという形になっておりますが、実際は250万トンを超える数字がことしの6月の在庫量でございます。

来年の対策としまして、全農のほうで飼料用米として60万トンを作付推進をしたいということも話しておりまして、さらに先ほどと同じく20万トンについては隔離保管をするというようなことで需給調整を図って、来年はもう少し高い米価にしたいということで、今、国とか全農の関係で一生懸命動いております。そういったことでことしのような米価までにはならないというような形で一生懸命国、県のほうでも頑張っておりますので。

ただ、農家の方をお願いしたいことは、生産目標数量を上回ると米価にはね返って安くなるということだけは間違いなく言えると思いますので、そういったことを見据えた作付計画をお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 次に、収入減少影響緩和対策について、さっき町長から米について10アール12万3,000云々という金額がありまして、今年の収入が幾らになるかということで、その90%というお話でありましたけれども、要するに米以外に豆等もつくってる場合は豆の収入等も含めて計算、収入と合算して計算されるということでよろしいんでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 農業振興対策室長。

○農業振興対策室長（今野仁一君） 農業振興対策室長、お答えします。

議員おっしゃるとおり、米、合計5品目の合計によりまして計算されます。加美町におきましては、米と大豆という計算で算出されます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） ちょっと順番逆になりましたけれども、相対取引価格において、この状況を見て概算金の追加払いというのはあり得るかどうか、その辺の予測、どう予測されてるか。あと、農協さんかその辺の情報とかないかどうかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

相対価格は先月よりは若干高くなって、200円前後だったと思いますが、高くはなっているようでございます。

ただ、今すぐ追加払いができるかということは、まだ農協のほうからはそういう話は聞いておりません。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 次に、県、町の支援策として利子補給というお話がありましたけれども、この辺のどこがどの程度利子補給して、何かダブる部分があるのかどうか、何かよく全体でゼロになるようにするのかどうか、利子が、その辺県が何%ぐらいあって町がどのくらい利子補給するのだという、この辺もしあれでしたらお願いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

農協の融資につきましては、2つございます。1つは農業経営維持対策資金、もう一つがならし対策のつなぎ資金でございます。町が今利子補給をしようとしておりますのは農業経営維持対策資金でございます。これにつきましては、当初9月の1%を補助する、1%で融資するというようなことでございましたが、JAのほうから要請がございまして、その1%分を町で助成をしたいということで今回の補正予算に計上させて、予算計上させていただいております。

それから、ならし対策につきましては、これはJAのほう、JA関連で当初からゼロ%で貸し出しをするというふうにしておりますので、これにつきましてはJAの中央会とかそういったところから助成金があるだろうということでございます。

それから、県の助成につきましては、利子補給ということではなくて、融資を行った金融機関に対しまして、JAですが、総額の約1%相当を助成すると、1回限りというようなお話を聞いております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 維持対策資金というのは金利が1%で、町が1%を負担してゼロということではよろしいのでしょうか。はい、わかりました。

それから、あと農業委員会の会長さんに伺います。14番議員さんに答弁した中で農地中間管理機構ですか、受け手はいるんですけれども出し手がないという、少ないという答弁がありましたけれども、出し手が少ないというその辺の、なぜ少ないのかどうかということについてどうお考えかどうか。

○議長（下山孝雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（工藤義則君） 農業委員会事務局長、お答えいたします。

この事業が今年度から始まりましたんですが、実際は相当おくれてました。最初に借り手方の公募が行われましたんですが、これも6月以降ですし、実際に貸したいという方の公募はさらにおくれております。その間、町や農業委員会とかそれから農協とかで周知には努めてきましたんですが、まずはその際に条件として自分の家を全部白紙で貸し出さなければならないということがありまして、そこまでの段階で逡巡される方もおったようでございます。そういうこともありまして初年度は低い水準となった結果でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 次に、植物工場について関連ですけれども、アメリカに次いで農産物の輸出大国といわれるオランダにおいては、かなり生産性の高い農業が営まれていると。面積は九州と同じぐらいといわれてますけれども、山はないということもありまして貿易輸出額で9兆5,000億ぐらいという、それはEUという特殊な事情もあると思いますけれども、なかなか貿易で日本がそれにまねるという部分ではないんですけれども、かなりITを活用した高生産性の高い農業が行われていて、やっぱり日本もそれに学ぶところが多いんじゃないかなともいわれてますんで、その辺のITを活用した今後の農業のあり方というか、より生産性の高い農業を、どう構築するかという、さっき14番議員のトマトの話もありましたけれども、日本の約3倍ぐらいの生産性が上がってるという、それは全てIT化の結果みたいな話、その資材も結構日本から輸出しているというようなお話も聞きますんで、この辺の今後の日本の農業も一番、一番が畜産、野菜、米という順番で、生産額もそういう状況になってるという状況の中で、やっぱりそういう加美町、米を核にしながらも野菜、そしてより生産性の高い野菜農業、そんなことを進める上で今後のIT化の取り組みについてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今オランダの事例を出されましたが、確かにオランダに関してはさまざまなバイオ技術とかITを活用して、かなり高付加価値の高い農業をしているということは承知しております。やはり学ぶべき点はあるんだろうと思ってます。日本の場合にはなかなか農業分野のIT化というのはEU、アメリカなどに比べるとおくらしているのかなというふうに思っております。ますます高齢化、そして担い手が不足しているわけですから、より効率的な農業、それから農家の方々がお持ちの知識といいますかね、やっぱりこれを後世に伝えていくという上からも、農家の方々の勘に頼るだけでなく、これまでの積み上げてきたものを、やはりきちっとしたIT化をして、ある程度システムというものを確立して、そして伝えていくという

ことも必要だと思ってます。ましてや、今加美町でも新たな担い手づくりということで地域おこし協力隊などに来ていただいておりますけれども、やはりその方々が技術をマスターすると安定的な収穫を得るという意味からも、やはりこのITの導入ということは非常に重要な鍵になってくるだろうというふうに思っておりますので、今後いろいろと研究をしながら、そういった取り組みも進めていかなければというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 若い農業後継者をオランダ等に勉強に行かせるとかって、町としてそんな考え方はないでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今初めてのご提案ですので、即答はできませんが、いろいろと先ほど申し上げたように、やはりこれからは職員も町民もそして農業者も勉強していくと、そして新たな知識や技術や方法を導入していくということが生き残っていくためには大事と思っておりますので、大変貴重なご提案でございますので、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） ちょっと順番逆になって一つ飛ばしてしまったんで、主食用米以外の米の生産で飼料米と飼料稲の耕作面積が大きいわけでありましてけれども、今後これらの飼料米として飼料稲を拡大、そして定着させていく上での課題とかありましたら、どんな形で拡大し、それを定着させていかれるおつもりか伺います。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

飼料用米の拡大で一番問題となりますのは、一つには保管、調整の問題が一番大きいかなと思っております。現在はJAの南部カントリーセンターに一元管理をしておりますが、このことにつきましては、面積がふえて生産量が上がれば1カ所で果たして間に合うのかなということとは、今JAでも検討しているところでございます。

それから、もう一つは主食用米を飼料米に転用するんであれば問題はないんですが、飼料用米の専用品種でございますと何年間か同じ場所で作らないとコンタミという種の混入が起こるというような問題もございますので、そういったことのないような形をするか、あるいは主食用米にしてしまいますと横流しの防止の対策もとるとか、そういったいろんな問題はあろうかと思えます。ただ、そういったことも丁寧に今後の生産調整の説明会等開催した際に十分に

説明をして、理解をしていただきまして作付をしていただくように努力をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 確かに保管とか加工とか流通が課題だという、あと与え方も、方法にも工夫が必要だろうという指摘もされてます。そういう意味で飼料工場というのは、大体日本の場合輸入して、トウモロコシを輸入して飼料にするというのが、そういう流れできたんで、大体海岸にしか飼料工場がないということで運ぶ経費も、結構流通経費がかかるということで、より定着させるためには、やっぱり地産地消だろうという、地元でつくって地元で消化するという、そういう意味でコウ畜連携といいますか、畜産農家との連携が大事になるということだと思うんですけれども、その辺。

岐阜県の大垣市で牛を飼ってる方が自分で与える機械を開発して、えさを牛に与えているという、100%飼料米で飼育してるという情報がありますけれども、この辺の地元で加工し、地元で与えるというそんな、この方が開発したのは自分で開発して自分の地域でやってるみたいですが、その辺の機械の開発とか与え方とか、また地産地消の進め方について何か考え方ありましたら。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

今の現在の飼料米の使用状況でございますが、大体平田牧場とそれから生協との3者協定に基づいてほぼ全量平田牧場のほうに北日本組合を通じて出荷をして賄って、利用しております。ただ、一部JA管内で牛への給餌というようなことでの実験、加美よつばでもやっております。隣の大崎市なんかでも給餌した結果、脂肪酸、脂肪の質が非常によろしいというような結果は出ております。

ただ、飼料用米の可能なものにつきまして、一番多いのはやっぱりブロイラーとか鶏、その後に豚がきまして、やっぱり牛は一番大体給餌の割合としては10%から20%ぐらいというふうなふうにいわれておりますので、全量牛に給餌というのはちょっと今の段階ではどうなのかなというふうに思っております。ただ、できるだけ地産地消ということで資源循環をして、それでもって加美よつばのブランド牛として売り出していきたいということは農協とも常々話しておりますので、そういった方向で利用可能なようにこれから方策を立てていきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、鶏にというお話の中でちょっと農協さんでちょっと聞きましたら、要するに卵ですね、卵をとる鶏に米を与えると黄身が白くなっていくということで、そして消費者から古いんじゃないかといわれるということで、この辺の消費者に対する教育といったはあれかもわからないですけども、啓発というか、その辺の情報提供、米を食べさせた卵は黄身が白くなるのだということを、そんなこともいろいろ牛においても何かサシの入り方が変わってくるというようなお話も聞きました。

あと、いずれにしても、今、日本での配合飼料の利用量といいますか、2,363万トン、23年だか22年のデータでありますけれども、飼料米として可能な分は約450万トンぐらいまでは米を使えるだろうというお話でありまして、まだまだ飼料米の作付の拡大と生産は可能だとは思いますが。問題は農家の方からも、これを450万トンやって、今の計算でいくと約8,000何百億かの交付金が必要になるという、国がそこまでやってくれるだろうかという不安というか、この辺があるみたいですけども、この辺日本の米価の安定のためにも主食米、主食用米の価格の安定のためにも主食米つくってる方からも当面飼料米の拡大をしてもらうことが安定させる一番の今のところの道だろうという話を聞きます。また、地産地消を進めながら兼業農家の方にも飼料米、飼料稲等をつくっていただけるような体制になることが主食米の生産を減らしていくというか、そうなるんじゃないかというような指摘もありますけれども、この辺の考え方について、できる範囲で結構ですけども。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

そういった意味での集積をしまして先ほどの農地中間管理機構の件でもありますけれども、主食用米は主食用米として連担してつくる、それから多用途米については多用途米の連担をしてるというような、そういった方向で土地の集約だけでなくて作物別に集約した形での生産を今後進めていかなければならないのかなというふうに思っております。飼料用米につきましても先ほど議員さんおっしゃったようにまだまだ余地がございますし、来年の飼料メーカーのお話しですと全農系、それから商系合わせまして100万トン以上の受け入れは可能だというような新聞での報道もございましたので、生産、安心して生産はできるかと思えます。

ただ、農家が一番心配しておりますのは、この補助金の政策がいつまで続くのかということ、よく私たち聞かれます。既に財務省の財政審議会のほうで、この金額は高過ぎるのではないかなというような意見も出されておりますので、それで農家が心理的にブレーキがかかっている分もございます。ぜひそういったことのないように安心して取り組むことができるような体

制を国として、ぜひ確立をしていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） どうもありがとうございました。

では、次に、次の質問に移ります。認知症の早期発見についてお伺いします。

認知症を完全に治すことは難しいといわれてます。適切な治療によって症状の進行をおくらせることはできると。そのために早期発見・早期治療が大切であると。認知症かどうかを簡単にチェックできるサイトをホームページに開設している自治体や健康診断、特定健康診断の際に診断の一部として認知症検査を取り入れようとする自治体もありますが、我が町として認知症の早期発見への取り組みについてお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 簡単にチェックできるサイトを開設してはどうかというようなご提案、それから町の取り組みに対するご質問でありました。厚生労働省の推計によりますと2012年時点で認知高齢者、認知症の高齢者は462万人にのぼるといわれておりますし、また予備軍とされている軽度認知機能障害の方が約400万人と、65歳以上の4人に1人が該当するというふうにいわれております。年々増加傾向にあるわけであります。

加美町についてはですね、ことしの3月時点で1,487人の要介護認定者のうち、65歳以上で認知症高齢者が941名、65歳以上の12%に当たるわけであります。また、25年度中に新規で申請された371人のうち、認知症が原因で申請された方が69人で、18.6%ということでありますので国の4人に1人までには至っておりませんが、かなりの認知症の方々がいるということは間違いないわけであります。

この認知症については、議員もご承知のとおり脳血管性認知症とアルツハイマー性と2つあるわけでありますが、この2つで全体の7割を占めるということになっております。

本町における認知症対策としてですね、4つの事業に現在取り組んでいるところであります。認知症、一つとしては認知症サポーター養成講座を開催しております、小中学生も対象にしてるわけでありますが、24年には9回開催し、375人が受講、25年度は10回開催し、335人受講、今年度11月までで7回実施をしておりますが、297名受講ということで多くの方に受講していただいております。これは地域で認知症の高齢者を支える人材を養成しようという目的で開催をしております。

2つ目、出前介護予防講座の開催であります。各地域で開催されておりますミニデイサービスなどにあわせて出前介護予防講座というものを開催をし、参加者の認知機能のチェックとか

予防のための生活習慣についての講話などをさせていただいてるということで、啓発事業として行ってるわけであります。

3点目として、脳はつらつ教室というものの開催をしております。視覚・聴覚・触覚などの感覚器へ身体を動かしたり、さまざまな刺激を与えることが認知症の予防につながるといわれておりますので、こういった教室を開催しまして認知機能の低下見られる方を対象にして記憶力や判断力などの認知機能を高める取り組みをしております。

また、4点目としまして認知症専門相談の開催というものも行っておりまして、定期的に認知症専門相談を受け付けているわけです。認知症の症状が見られた、認められた本人が専門医の受診を拒否する場合とか、症状が軽い場合でも受診が可能かなど、そういった判断を認知症専門の医師に相談をしてるというところでございます。

認知症の早期発見の取り組みとしてですね、議員ご提案のサイトについては、神奈川県の大塚市など全国に先駆けて、ことしの10月からホームページ上に開設をしてるということであります。本町においてですね、この取り組みに対応できる精神科の専門医が町内にいないということが一つ大きなネックになります。また、専門医の受診となると少なくとも大崎市まで行かなければならないということでもありますので、なかなか新規受診となりますと予約から1カ月も待たなきゃないというふうな現状もあります。ですから、現時点でなかなかサイトにこれを載せただけでうまくこれが機能するというふうにはちょっと考えにくいところがございます。

よって、町としては、今後の取り組みといたしまして、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいかをすぐにわかるような認知症ケアパスというものを作成してまいりたいと考えております。その中には認知症の早期発見のためのチェックリストも入れ込む予定を検討しておるところであります。

以上、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） ホームページのチェック、診断サイトの開設は何かそんなにお金もかからないようでありますんで、今、町長から町内に専門医がいないという状況で今すぐ開設という状況は難しいという答弁ありましたがけれども、やっぱり先進地での状況等も見ながらいろいろ検討をお願いしたいと思います。

では、次に、次の質問に移ります。雑誌サポーター制度の導入についてお伺いします。

図書館に置く雑誌を企業などから寄贈してもらうかわりに企業名や広告を雑誌のカバーにつける雑誌スポンサー制度を導入し、浮いた図書経費で他の本を購入し、図書の充実を図られる

考えについてお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） それでは、一條 寛議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、雑誌スポンサー制度とは図書館の雑誌のブックカバーに会社名や企業名の広告を掲載していただきます。そのかわりにその雑誌の代金を広告主に肩がわりしていただく制度ということになります。スポンサーになっていただく事業者が多ければ確かにその雑誌の購入費が浮く形となりますので、その辺を他の図書購入費に回せることができるようになります。

ただ、現在、中新田図書館では週刊誌6誌、月刊誌49誌、隔週や季節ごとなどに発刊されるものを20誌、全て合わせますと75誌ありまして、年額で約79万円で購入しております。また、小野田図書館では同様に週刊誌12誌、それから月刊誌70誌、隔週や季節ごとなどに発刊されるものが23誌、こちらでは合わせて105誌を年額約105万円で購入しております。

ちなみに、雑誌1冊当たりの購入金額は年額にしますと4,000円から3万7,000円であります。

ご質問は、雑誌スポンサー制度を本町の図書館に導入してはいかがかということですが、一番の課題は継続的なスポンサーになっていただける企業があるかどうかということになってくると思います。両図書館とも雑誌棚の付近には閲覧スペースを設けておりますので、次の号が発刊されるまでの間、最新号にカバーをつけて閲覧していただくということになります。

一方、中新田図書館の1日平均入館者、これにつきましては402名、それから小野田図書館の1日平均利用者につきましては108名おります。この数につきましては、子供からさらに高齢者まで含まれておりますので、このうち何人の方に雑誌を直接手にとっていただいているか現在のところ実数を把握することまでは至っておりません。人口の多い都市部の図書館ですと利用する方が非常に多いものですから、その広告の効果も大いにあるのではないかなと思いますが、町村部の人口の少ない図書館では都市部ほどの効果は期待できないと思います。

でも、雑誌スポンサー制度のメリット、それからデメリット、さらには近隣市町図書館の動向などを見据えながら導入すべきかどうかを検討してまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 小さな町でも導入してるところはありますし、一回に全ての雑誌といかなくても一部でも、またそれに賛同していただく企業があればその企業から少しずつでも広げるというやり方もあるんじゃないかと思いますが、また町内だけで難しければ町外の業者も含

めて呼びかけて進めるというやり方もあるのではないかと思いますので、いろんな幅広く角度から検討をお願いしたいと思います。

以上で、終わります。どうもありがとうございました。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして、12番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。4時25分まで。

午後4時15分 休憩

午後4時25分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ、再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

通告6番、7番三浦又英君の一般質問を許可します。ご登壇願います。

〔7番 三浦又英君 登壇〕

○7番（三浦又英君） 7番三浦でございます。定例会初日で大変お疲れのところですが、与えられた時間内で進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、町長に答弁も簡潔にしていただければ大変ありがたいんですが……。

それでは、1点目ですが、新年度の事業実施計画と予算方針についてです。

善意と資源とお金が循環するまちづくりを進めて3年余りとなります。新年度から第2次加美町総合計画に基づいた具体的な事業の実施計画を示されると思いますが、町長が町民と約束している公約と第2次加美町総合計画の事業について、何を優先して進める計画なのか、予算方針もあわせてお伺いします。

一つに、財政運営の健全化についてであります。平成25年度加美町決算審査において監査委員より、本町の財政は健全化の方向に確実に歩んでいるものと認識していると意見がありましたので安堵はしてるところでございますが、以下の事項についてお伺いします。

一つとして、義務的経費比率、実質公債費比率の今後の推移について。2としまして、財政調整基金、合併振興基金残高の今後の推移と使途であります。3として、普通交付税の一本算定、人口減少、消費税増税延期などに関する歳入の見通しであります。4として、農業所得の減少と地域経済への影響による自主財源の見込みであります。

2点目が公約、総合計画の事業実施と予算についてであります。

以上、事項を質問させていただきます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 大変今回もボリュームの多い質問がなされておるわけですが、できるだけ簡潔に答弁してまいりたいと思っております。

おかげさまで皆さん方の合併以来の取り組みが実りつつあります。財政状況は健全化に向かっているということは間違いのないことであります。平成25年度決算では義務的経費比率が3.7%減りました。金額にして55億7,000万円、歳出に占める割合は42.5%であります。増減の要因でありますけれども、まず人件費、職員数の削減によりまして前年度と比較して7.7%の減、扶助費は2.4%の増、そして公債費は2.3%の減ということでトータルで3.7%の減ということになっております。

今後の推移でありますけれども、人件費、公債費については減少傾向で推移していくと。ただ、この扶助費については増加傾向にあるというふうに見込んでいるところであります。

実質公債費比率につきましては、公債費比率が一番高かったのが平成18年度の決算で21.0%でありました。25年度決算では10.2%、これは3年間の平均でありますけれども、ピーク時と比較しますと10.8ポイント改善したということになります。26年度決算は9%台になるというふうに見込んでおりますので、なお一層健全化が進んでいるとって間違いないというふうに思っております。

また、地方債の発行につきましても、交付税措置など財政運営に有利な地方債の活用を図りながら後年度への負担を軽減し、公債費への影響、そして財政指標への影響を十分に考慮しながら投資的事業を計画的に実施してまいりたいと考えておるところであります。

また、財政調整基金の今後の推移、見通しでありますけれども、財調に関しましては26年度末残高は28億9,000万になると見込まれて、見込んでおります。

今後の推移、そして使途でありますけれども、26年度から普通交付税が一本算定に移行し、段階的に縮減されることによって生ずる財源不足、これに対応するために財政調整基金を活用していきたいというふうに考えております。

また、合併振興基金についてであります。これはご承知のとおり合併に伴う地域振興及び住民の一体感の醸成ということのために設けられた基金でありまして、16年度から19年度の4年間で17億7,849万円を積み立てております。その財源については合併特例債を活用質問、基金を造成してまいったということでもあります。

今後の使途についてはですね、償還が終了した範囲内で基金を取り崩せるということでもありますので、その範囲内で新町建設計画に位置づけられた事業、そして基金の設置目的に該当する事業に充ててまいりたいと、有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

なお、平成25年度までの元金償還額は6億1,236万円というふうになっております。

また、交付税の一本算定についてであります。国の平成27年度地方交付税の概算要求によれば総額ですね、国全体で16兆450億円で前年度対比8,405億円減、パーセンテージにしますと5.0%の減というふうになっております。ですから、この全体が減ってるということに伴う影響額は2億2,000万円であります。さらに、本町では26年度から一本算定に移行しております。このことによる影響額は平成26年度算定ベースで一本算定と合併算定がえの差額がおおむね11億円、この額が平成26年度から平成30年度にかけて段階的に縮減されていくわけでありまして、26年度につきましては1割と、約1億円と、そして27年度については3割の3億円ということになりますので、先ほど申し上げた全体での影響額2億2,000万、これに一本算定がえに伴う減額3億円加えますと普通交付税は5億2,000万円の減と、来年ですね、そのように見込んでおるところであります。

また、人口減少に伴う影響というものも、当然これは出てくるわけであります。国勢調査の人口というものを基礎として算入、交付税に算入されるわけであります。町民1人当たり年間約18万円が算入されておりますので、この減少、人口減少というものも大きく影響するというふうに考えております。

また、地方消費税交付金についてであります。平成26年4月から消費税額が8%なりまして、市町村に交付される地方消費税率が1%から1.7%に引き上げられました。それに伴い、加美町に交付された金額が約3,000万円ふえたということでありまして、見込んでおるわけでありまして、27年度も同、ほとんど同額と見込んでおります。総額で2億6,000万円というものを見込んでおるところであります。

また、国、県補助金につきましては、26年度に実施された大型事業、強い農業づくり交付金事業とか高齢者向け町営住宅建設事業といったものが完了することによりまして前年度対比で4億円減少するというふうに見込んでおります。

財産収入につきましてはですね、26年度に実施された事業が完了することによりまして、これも1億8,000万円ほど減少するというふうに思っております。主な減少の要因といいますのは雁原の工業用地の購入事業、これが1億8,000万でありますので、その分というふうに見込んでおるところであります。

また、自主財源についてでございますが、4月に8%に消費税が引き上げられたことに伴いまして消費の低迷が続いてるというのは事実であります。3月までの買い込み需要というものも反動減というのもあったらというふうに思っております。また、農業では既に税務課長

からも説明がありましたが、大変厳しい状況ではありますが、全体の影響が約2.5%ということですので、町税については、その影響を加味しても来年度横ばいで推移するだろうというふうに見込んでおるところであります。

また、現在策定中の計画でありますけれども、今後ですね、これまでの公約についてきちっと検証した上で取り組んで、めり張りをつけて取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。特に来年度ですね、現在つくってます総合計画、これの最も重要な課題は人口減少をいかに歯どめをかけるかということですので、人口減少歯どめにかかる取り組みというものをきちっとこれはやっていきたいと、盛り込んでいき、なおかつ来年度から実施をしていきたいというふうに思っております。

その一つは、移住・定住策ですね、これをより具体化をしていきたいというふうに思っております。これまで子育て支援の充実とかそういったものに取り組んでまいりましたので、そういったことを踏まえて移住・定住政策、施策というものに取り組んでまいりたいと思っておりますし、またなお一層再生可能エネルギーの事業にも取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

とりあえずは、以上お答えをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 町財政運営の健全化につきまして、るる答弁いただきました。町が行いました加美町の町民満足度調査結果においても、町財政の健全化の運営を重点的にすべきであるという方が多くいると思います。財政の健全化の一つとしまして毎年地方債の発行の抑制に努められておりますが、先ほども町長が答弁でありましたとおり、18年度では21%であったものが26年度においては9%台の見込みであるというお話をいただきました。一層の地方債の発行抑制を願うものであります。

消費税増税の延期によりまして、よくマスコミにおいては、その穴埋めとしまして臨時財政対策債で対応する市町村もあるやに報道されておりますが、我が町は多分そういうことはないでしょうということで理解をさせてもらってよろしいかと自分は思っております。

26年度より地方交付税が一本算定が移行しまして、30年度までにかけて年々縮減されると。その関係で財源不足が予想されます。地方交付税の合併特例債分、上乗せ分11億という町長先ほど答弁をいただきましたが、27年度においては3割、済みません。26年度から縮減されて27年度の見込みについては3割の3億が縮減されると。ただ単に縮減された額の財源不足はどこで与えるのかと。もしかしたら財政調整基金を活用するのかという思いもしておりますが、

合併振興基金も含めまして基金活用の地方債残高との兼ね合いから財政の健全化は今後とも期待できるということによいのか、答弁をいただきます。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

今後の財政状況はということであります。先ほど町長がご説明したように交付税ですね、来年度、27年度につきましては全体の総枠が減るということでの影響額が2億2,000万、それから一本算定に伴うのが3億ということで、5億2,000万減るということであります。国の交付税がそういう減額するわけでありまして、そのほかにも国の、県の補助金も減ってまいります。その歳入の不足というか、前年度よりも確実に11億ほど減るというふうに見込んでおります。

そうした場合に、その不足分を歳入をふやす努力をするのか、それとも予算規模を、ことし134億でしたので、その分の11億を歳出予算を削るか、そういった選択になってくるかと思えます。最終的に当初予算118億ぐらいの予算ということに今年度しておりますので、それで最終的に財源不足の部分については財調を充てたいということであります。今のところですね、財調を充てなくても組める、118億であれば組めるということではありますが、最終的に不足が生じた場合には財調を充てたいというふうに考えております。

今後ともですね、段階的に交付税が減ってまいりますので、それに伴う予算規模については110億ぐらいの最終的には予算になろうかと思えます。それに伴う財源不足については、基金とか財調を充てていきたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 先ほど町長からですね、公約、町の2次の総合計画の事業実施と予算について、もうちょっと取り組みをお聞きしたいと思ったんですが、さらっと流されました。

そこでですね、昨年12月の町長答弁で公約の中には達成するまで長い時間を要するものもありますよと、着手率80%、進捗状況率20%、任期中70%ぐらいまで達成したいという数字が示されております。任期中、来年ですよ。どの程度達成され、任期中に見通しなのか。また、26年度で施政方針で述べられております里山経済の確立、健幸社会の実現、子ども・子育て応援社会の実現に向け全力で取り組まれていると思いますが、27年度が町長の任期ですよ。ですから、その達成度とあわせて新たな町の総合計画が27年度から組まれますから、その辺についての考えをもうちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 簡潔にということでしたので、私も簡潔にお答えさせていただいたわけ

であります、そうですね、私の公約ですね、ハード事業については地域の新エネルギー、自然エネルギーというものがありません。これは緒についたばかり、これは長くかかるものだと思いますので、今後とも進めていきたいと思っております。

また、介護サービス付町営住宅、福祉関係のことについても約束をさせていただいてるわけですが、地元木材を利用した介護サービス住宅、これについては現在、第1号でありますけれどもつくっておるところでありますし、順次これは各地区につくっていききたいと思っております。地元木材を活用した新庁舎ということについてはですね、もう少し時間を要するだろうというふうに思っております。

また、町営放牧場についてもですね、これはそれ以前からの考え方というものがあつたわけですが、やはりこれは畜産農家を支援していくために、これは進めるべきだということで就任直後から、この実現に向けて取り組んできたところであります。来年の7月、これはオープンということになっております。

また、ソフト事業としてですね、町民との協働というものを大事にしてやってまいりました。その中でまちづくりの基本条例というものの、これもあるわけでありまして、これは現在進行形ということでありまして、さまざまな協働という形が見えてきたというふうに考えております。

また、国際交流等についても述べてきているわけですが、これも国際交流協会がようやく立ち上がりまして第1回目のイベント、ドイツの青年2人を、東北大学に來ている方だと思っておりますけれども、2人をお呼びしてドイツのクリスマスのお話やら、あるいはクッキーやらを子供さんたちも参加をして楽しく開催をした。国際交流協会の方々も大変充実感があつたというふうに聞いております。このこともですね、ドイツに視察に行かれた方などが中心となつて立ち上げて今進めてるところであります。また、美しいまちなみ100年運動に関しまして、今、後藤春彦先生を中心に取り組んでいただいております、大分町民がこのワークショップにも参加されて景観条例の策定に向けて進んでいるというふうに認識をしております。

また、観光産業につきましても、これもようやく観光まちづくり協会の立ち上げに向けての歩みがスタートしたところでありますので、今後一層観光についても力を入れてまいりたいというふうに思っております。

また、商店街の活性化につきましては、小野田商店街にぎわいづくり委員会が中心となつて店主の方々を巻き込んでワークショップを開いて実際に看板をつくったりとか、そんなイベントなども企画、実施をしております、少しずつにぎわいが創出されてきているなというふう

に感じております。また、宮崎につきましては、にぎわいづくり委員会にプラスしてですね、山田屋旅館さんの跡地も活用した、あのところ一帯とした活用、商店街の拠点づくりについても町民の皆さん方で委員会を立ち上げて現在パーツを置いたりしながら具体化に向けて進めているということでございます。

また、企業誘致につきましては、ボラテックが東北最大のプレカット工場を加美町に建設し、本社も加美町に設置をしていただきまして順調に業績を伸ばしているというふうに伴っておりまので、大変喜ばしいことだと思っております。また、企業誘致につきましては、新たに誘致をするだけでなく今マッチングにかなり力を入れております。首都圏、関東・関西にある業者さんの仕事を現在加美町に立地してる企業さんが受けると、生産をするというふうな、そういったマッチングですね、これをかなり積極的にやっておりますして実績が出てきてるところであります。今後ともですね、既存の企業の支援というものも進めていきたいというふうに考えております。

また、現在策定中の相互計画の中にも里山経済の確立、そして健幸社会の実現、子ども・子育て応援社会の実現というものをまちづくりの重点施策として素案の中に盛り込んでいるところでもありますけれども、これの具体化に向けて、なお一層来年度から取り組んでまいりたいというふうに思っております。先ほど申し上げましたのは、その中の里山経済の中ですね、この再生可能エネルギーというものを強力に、これまで以上に強力に進めていきたいというふうに考えております。

また、観光資源を、さらに有効活用して交流人口の増につなげてまいりたいというふうに思っております。

また、人口減少に歯どめをかけるべくですね、移住・定住対策にも力を入れてまいりたいと思っております、その一つが宅地の分譲、とりあえずは広原、元広原の保育所跡地を分譲予定しておりますが、ぜひですね、その他の町有の遊休地についても子育て向けに分譲してまいりたいというふうに思っております。また、東京でのセミナーというものも開催して定住人口の増加に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上、引き続きですね、公約を果たすために、何よりも町民の幸せのために一層努力をしてまいりたいと思っておりますので、今後ともご理解、ご協力、そしてご指導のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 今、27年度の重点施策ということで、これからの町の総合計画ということでお話しいただきました。町民の、町長は幸せのために力を注ぐというお話をいただきました。これまでもですね、公約等進めていくことですが、自己反省をしながら21世紀のまちづくりに俺はこうやって進んだという決意を聞かせてください。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 幸福度No.1の町を目指したいと思ってます。これいろんな指標があるわけですけども、いろんな指標を私も今担当の企画財政課にも示しておりますが、幸福度No.1、そしてどこよりも子育てしやすい町、その一環として医療費の充実、医療費の無料化の拡充とか子育て支援の充実ということも実施してるわけでありましたが、教育も含めてどこよりも子育てしやすい町、加美町で子育てをしたいと思っていただけるような町を目指したいと思っております。

また、やはりエネルギーですね。まだまだ加美町が消費する電力の5%程度しか現在は自前でつくり出しておりません。これをやはり目標とするところは100%、私も「エ食住自給社会」とも言っておりますけれども、エネルギーの自給ということ、やはり目指すべきはそこであらうというふうに思っておりますので、これからこういった再生可能エネルギーを組み合わせ、その目指す方向にたどり着けるか、そんな取り組みをしまいたいというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 今、21世紀のまちづくりについて力強い言葉をいただきましたんで、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、大綱1点目を終わりにして、次の2点目の公の施設、通学路の安全確保について質問をさせていただきます。

先般、ある公の施設の敷地内におきまして歩行中の事故がありました。当事者は入院・治療をされたとお聞きしております。このことから公の施設の安全対策、学校における通学路の調査、事故防止策について伺います。

それで、1つとして公施設の安全点検、2として危険箇所の住民情報と対処結果報告の手段、3として公の施設における事故の補償、4として歩道の除雪対策、5として通学路の安全確保、よろしく願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私もお聞きしまして、大変な事故だったということで大変お気の毒に思っているところであります。この公の施設の安全点検であります、町が設置してる全ての施設において、各施設の安全点検については各施設長の管理のもと点検が実施されているところであります。もちろん管理責任というものは私、町長にあるわけであります。今後ともですね、施設の安全点検というものをしっかりとこれはやっていく必要があるだろうということを改めて考えているところであります。

また、子供たちの通学路の調査、事故防止等についても非常に重要なことでありますので、後ほどこれは教育長から答弁をさせていただきたいと思っております。

また、危険箇所の住民情報と対処結果報告の手段でございますが、各地区の安全安心パトロール隊が巡回協力をしてくださっておりまして、異常箇所及び内容を記した報告書を窓口である危機管理室、そして小野田・宮崎両支所に提出をしていただいております。その報告内容を見ながら担当部署に連絡をしまして、できるだけ早期に現場を確認した上で改善をするというふうな取り組みをしているところであります。また、道路の損傷等が大きくて、これは危険であるという場合などは速やかにカラーコーンあるいはバリケード等を設置して安全確保を図っているところであります。また修繕後、行政区長さんのほうにも電話等で報告、連絡をしているところであります。

案件によってはですね、若干時間がかかるというものもあるわけではありますが、できるだけ地元の区長さんなどとも連携をとりながら速やかに、そしてきちんと対処してまいりたいと、事故が起きないように対処してまいりたいというふうに思っております。

また、3点目の公の施設における事故の補償についてでございますが、総合的に補償します全国町村会総合賠償補償保険でこれまでも対応してきておりますし、町が責任をとらなきゃならないものについては、これは保険が適用になるということでもありますので、今回の件については、詳細について存じ上げませんので何と申し上げられませんが、町に責めがある場合には、当然この保険が適用になるというふうに考えております。

ですから、今後ともそういった事故が発生した場合につきましては、全国町村会が提携しております民間の損保会社と直接連絡をとり、早急な対応、手続を進めてまいりたいと考えております。

また、歩道の除雪対策についてでありますけれども、生活上必要とされる町道を中心に冬期間除雪を実施しておるわけですが、道路維持管理と同じく中新田、小野田、宮崎地区それぞれ建設課、小野田支所、宮崎支所が担当し、対応をしているところです。歩道の除雪につきまし

ても業務委託をしております。早朝から作業に当たっていただいております。通勤通学の時間帯までには終了できるよう体制をとっておりますけれども、除雪機械の種類、性能によりましてですね、はき残しとか、あるいはおくれる場合もあって地域の方々からご指摘をいただくこともありますけれども、今後とも地域のご理解、ご協力いただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。

通学路の安全確保については、宮城県北部土木事務所あるいは加美警察署、教育委員会、各学校、町道道路管理者が合同で点検を実施し、改善が必要な場所については修繕対策を行っておりますけれども、今後とも通学路の安全確保に向けて努めてまいりたいと、関係機関と連携をとりながら努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） それでは、三浦又英議員の公の施設、通学路の安全確保についてというご質問についてお答えします。先ほど町長からも答弁がありましたので、できるだけ簡潔にお話をしたいと思います。

まず、(1)番の公の施設の安全点検につきましては、公民館、それから体育館などの生涯学習関連施設では、消防や電気設備などの法令点検と、それから自動ドアなどの任意点検を業務委託によって定期的に確認しております。異常があれば点検報告書に基づきまして危険度や、あるいは優先順位を設定して対処しているところであります。

続いて、危険箇所の住民情報と対処結果報告の手段ということではありますが、建物や会議室、そして運動施設などの設備からさまざまな用具に至るまで職員による目視点検はもちろんですが、利用者からの通報もいただいております。職員が確認して危険だと判断した場合には、施設や用具の使用停止、または応急措置を行うほか利用者に注意喚起などを施すように心がけております。

しかし、施設によっては経年劣化による雨漏りやひび割れなどが発生しましてそれなりの改修が必要なところもあります。それらを踏まえまして施設の維持管理、運営を行っているところであります。

続きまして、公の施設における事故の補償につきましては、先ほどもありました町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険制度、これが適用されます。被害または傷を負った方は施設管理者あるいはイベントの主催者に届け出を出していただいて、担当課で事故報告書を作成しまして総務課に提出することで賠償や補償の手続ということになっております。

続きまして、通学路の安全確保であります。教育委員会としましては警察や道路管理者と

連携を図りながら安全確保対策を図ってまいりました。平成24年度文部科学省からの通知、通学路の交通安全の確保の徹底について、これに基づきまして小学校での通学路における緊急合同点検を関係機関とともに行っております。その調査結果に基づきまして、安全対策についても関係機関と一緒に対応してまいりました。

一方、学校におきましては交通安全教室などによりまして通学路での信号機のない交差点での事故防止対策も含めまして安全指導を行っております。また、教職員による街頭指導、それからPTAの校外指導部等による交通安全指導も実施しております。さらに、加美警察署と加美地区交通安全協会、両者が中心となりまして加美郡内の小中学校から各校から二、三名の代表児童生徒を集めまして、昨年度から自転車の安全な乗り方なども含めた安全運転自転車リーダー育成講習会も実施しております。

信号機の設置や道路等の改修で早急に改善できない箇所もあるわけなんですけど、それらにつきましては関係機関と連携を図りまして引き続き改善を要望していきます。さらに、その間です、ね、子供たちの安全を確保するために学校、家庭、地域との連携を密にしながら児童生徒の安全な登下校を確保していきたいなというふうに考えております。

また、あとこのほかですね、地域性もありましてこれまでも何度かありましたクマあるいはイノシシ、それからあと不審者の情報が入った時点で各学校へ情報を流しまして安全確保に努めるよう、関係機関と連携を図りながら子供たちの安全確保に努めているところであります。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 今、町長並びに教育長からる危険箇所の状況の把握なり調査、対策、通行の安全について答弁いただきましたが、日ごろの努力する、されておりますことに深く敬意を申し上げるものでありますが、一つとしまして町政懇談会でも質問されておりましたが、通学路や歩道、あと公の施設内の樹木または街路樹の根の伸びによる障害、舗装面の凹凸等によりましての転倒によりけがされたということを聞いております。高齢者、子供たちの安全に万全策を講じるための、当然ながら必要と思いますので、危機管理についてお聞かせください。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

議員さんご質問のとおりですね、町政懇談会でもそういった質問がありました。現在のところ道路パトロールとかそういったもので危険箇所を発見して、そういった場所に関しては歩道も応急的な措置をとって修繕を行っていたところでございます。それでご質問の道路部分の歩

道の部分に街路樹の根が張り出して舗装部分が盛り上がったたりしてる箇所が随分あるということなんですけれども、今後ですね、私たちも点検をして、一斉に歩道部分の危険箇所を探し出して、今後修繕計画をもとに今後修繕をしながら対応したいと考えております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） ぜひ、修繕計画にのっとりましてけがのないように進めていただきたいと思います。

それで、先ほど町長からの公の施設の事故の補償について全国町村会総合賠償補償保険で対応してるという答弁いただきました。そのことから、この補償に該当した事例がございましたらお聞かせください。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） 総務課長です。お答えさせていただきます。

事例といたしまして、今年度に入ってから2件ほどございました。1つは、これは指定管理者の施設につきましても、この保険の対応となりますというもので、これは滝庭の関 駒庄というところがありまして、7月なんですけれども入り口の、施設入り口の段差があつて、その入り口に穴、少し段差が少ないところの土間になってるところの穴にちょっと足を入れて転倒して膝を、ちょっと捻挫したというところがあつて、それは対応させていただいております。

それから、あと菜切谷の町道上のマンホールの一部が、周りの舗装がちょっと欠損しております、そちらにバイクで通行した方が転倒して打撲裂傷というところで、これもこの保険で対応したということでございます。

これについては、当然保険の差額分について全て補償されております。金額については、1名当たり2億、それから1事故当たり20億までの限度額としては補償されるというふうな契約のものでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 今事例をお話しいただきましたんで、この場では詳細申しませんが、後でいろいろとご相談に来ておりますので、その節はよろしく願いをしたいと思います。

最後に、通学路の安全確保ということで24年度に通学路の点検をされたということでございますが、その後多分毎年安全点検はされてると思いますが、その辺についての実施内容がもしおわかりでしたらお聞かせください。

さらにはですね、教育委員会におきましても子供たちの登下校時におきまして日本スポーツ

振興センターの事故補償共済組合に加入してると思うんですが、学校管理下における事故補償というあるわけですが、その内容については通学路を徒歩で大半が登下校するわけですが、それに限定されるものなのか、その辺についてもお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） それでは、ただいまお話がありました平成24年度に文科省の通知に基づいて一斉に関係機関ですね、合同でやったわけなんですけど、それ以降はそのような合同での調査は行っておりません。ただ、毎年学校のほうでそれぞれ確認しております。

あと、通学路につきましては子供たちが、学校によってあるいはやり方が違うかもしれませんが、どの経路を通過して学校に登校するかということは恐らくそれぞれ届け出てるはずなんです。それぞれ把握しております。あと、先日もですね、ことしの場合、台風18号・19号ありました。大分いろんな被害があったわけなんですけれども、やはりそういうときに委員会のほうからも指示を出しまして通学路の安全点検をお願いしてます。もし何かあればすぐ連絡を欲しいと。あと、それでもし道路等のことがあれば関係機関と連絡をとって早急に対応してもらおうと、そういう動きでやっております。

それから、日本スポーツ振興センターの結局管理下内での事故が対応ということになりますので、通学路の場合につきましては、これも管理下ということになりますので、通常の経路及び通常の方法で通学する場合と、例えばここからあそこまで行くときに真つすぐ行くというふうに申請してれば、例えば途中から寄り道をしていったと、友達の家遊びにいったと帰ったと、そういう場合は通常ではなくなりますね。そういうことが条件として入ってまいります。あと、通学路以外の場合ですと、要するに家に帰ってからとかということもあると思いますが、その場合にはPTA安全互助会の適用ということもあると思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 師走でございます。一層安全に努めていただきたいことをお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして、7番三浦又英君の一般質問は終了いたしました。お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会といたします。

なお、あすは午前10時まで本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午後 5 時 2 0 分 延会

上記会議の経過は、事務局長二瓶栄悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日

加美町議会議長 下 山 孝 雄

署 名 議 員 早 坂 伊佐雄

署 名 議 員 早 坂 忠 幸

